# 政治倫理審查会記録

(対象議員:矢田松夫議員)

令和4年10月28日

【開催日】 令和4年10月28日(金)

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時~午後4時15分

## 【出席委員】

会	長	奥 良秀	副会	長	吉 永 美 子
委	員	伊 場 勇	委	員	大 井 淳一朗
委	員	白 井 健一郎	委	員	藤 岡 修 美
委	員	中島好人	委	員	宮 本 政 志

## 【欠席委員】なし

## 【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	森山喜久	傍 聴 議 員	山 田 伸 幸			
【参考人】						
参 考 人	樋口晋也					
【事務局出席者】						
事 務 局 長	河口修司	事務局次長	島津克則			
事務局主査兼議事係長	中 村 潤之介	事務局庶務調査係書記	岡田靖仁			

## 【審查内容】

- 1 関係者からの事情の聴取
- 2 その他

午前10時 開会

奥良秀会長 ただいまから政治倫理審査会を開催いたします。本日、報道関係者から写真撮影をしたいとの申入れがありましたので、これを許可します。また、宮本委員と参考人から、パソコンを使用したいという申入れがありましたので、これも許可したいと思います。本日は、樋口晋也さんに出席いただいております。それでは、審査会を代表して、樋口さんに一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本審

査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審査会を 代表して厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌たんのない御意見を お述べくださるようお願いいたします。なお、樋口さんにおかれまして は、会長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発 言の内容は、事案の範囲を超えないようお願いいたします。また、樋口 さんは委員に対して質疑をすることができないようになっておりますの で、あわせて御了承のほど、よろしくお願いいたします。では、前回の 審査会では、事実の信びよう性の確認をしたいという意見や矢田議員の 発言とそごがあるという点を確認したいという意見がありました。まず、 私のほうから、24日の警察のやり取りについて、矢田議員の発言とそ ごがあるということでお聞きしております。その点について、参考人の 御意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

樋口晋也参考人 質問にお答えする前に、政倫審の進行で、もう一つの政倫審では、冒頭に、より深く正確に取り上げるために、質問権が認められている進行がありました。それが今回に限って質問権がないというのは整合性が取れません。これについては、より深く、より正確に質問を把握し、事実を解明するために、これまでのもう一つの政倫審と同様に、それを認めていただきたいと思います。

奥良秀会長 それは御意見ということで、よろしいでしょうか。

- 樋口晋也参考人 いやいや、それがないんであれば、僕だけ差別的な取扱いを 受けるこの会には、僕は出席いたしません。
- 宮本政志委員 公式な発言ではないんですが、伊場委員とも少し話をしたのが、 今までの参考人招致のときは参考人からの質問というのがあったにもか かわらず、奥会長からは、本日の参考人からの質問は認めませんという 発言が確かにあったんで、伊場委員ともどういう流れで、そういうふう に決まったんかいなと話をしていたんです。その辺りは、正式になぜそ

ういうふうに今、なっているのかという根拠を聞いて、それからこの審査会でどうするかという議論に入りたいんです。まず本日、樋口参考人には質問は駄目ですと。今までの参考人には認めてきたわけなんで、なぜ冒頭でそうなったかというのを少し教えていただきたいんですけど。

樋口晋也参考人 それをされるんであれば、本題とは違うので、暫時休憩されて、皆さんで方向性を決めて再開されてはどうでしょうか。すみません、 意見です。

奥良秀会長 貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。それでは暫時休憩 させていただきます。

午前10時5分 休憩

午前10時20分 再開

奥良秀会長 それでは休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。

先ほど私の発言の中で、樋口参考人からの質疑は認めませんという発言をしました。前回の森山議員の審査会では、信ぴょう性等々、議会の審査会の内容をより深くするために、いろいろな質問が出る中で、こういった質問はどういうことで、もう少し詳しいことを聞くような参考人からの聞き取りというのがありましたので、その件については認めさせていただきます。最初に述べさせていただいたものというものは、委員会条例の中で決まっておりましたので、そのように伝えさせていただきました。私の言葉足らずのところがありましたので、御了承のほどよろしくお願いいたします。続けてよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)まず私から、24日の警察とのやり取りについて、矢田議員の発言とそごがありますということでしたので、その点についてお聞きします。

樋口晋也参考人 まずちょっと事実確認ですけれども、2点というのは、矢田

議員の発言の中で、警察が……個人名ではなくA自治会長で統一してもいいですか。

- 奥良秀会長 審査会の中では、元請求代表者というような言葉を使っておりま すので、そのようにお願いしたいと思います。
- 樋口晋也参考人 元請求代表者のところに、警察が訪ねていったのが、政経ジャーナルには24日と書いているのが、23日だという御指摘であったと思います。これについては私が訪問をしたのが、恐らく24日ですので、昨日というところは23日で、これは私の記述間違いですので、訂正をお願いします。もう1点は、議事録を読んでいて、間違いであれば御指摘いただきたいんですが、警察は、元請求代表者に対して、訴訟をする気があるかということは聞いていないという指摘があったと思いますけど、それ、あっていますか。
- 奥良秀会長 その議事録を見られていると思いますが、私が先ほどお話したのが、政経ジャーナルの令和4年8月号外です。黒幕が存在か?の4行目のところからです。元請求代表者が、昨日、訂正して言わせてもらいますが、23日、警察が2名、家に来たのでというところの流れの「告発するかと聞かれたか」というところだと思います。そこについて、矢田議員から、そごがあるのではないかということがありましたので、確認をさせていただいております。
- 樋口晋也参考人 矢田容疑者の発言は、警察が聞いていないという発言なんで すよね。私は、元請求代表者から、このように聞きました。気になるの は、矢田容疑者が、警察がどう発言したか……
- 奥良秀会長 参考人におかれましては、矢田議員に対しまして、まだ容疑者という定義がちょっとどういう意味か私もよく分からないんですが、容疑者という言葉を使うのは、お控えいただきたいと思います。

- 樋口晋也参考人 政倫審の請求書に、森山議員について、容疑者であるかのような扱いがされておりました。矢田議員はそれで容疑者じゃない、すみません、僕も日本語のプロではない、法律のプロではないので分かんないんですけど、僕にとっては容疑者だなあと。これは厳格なところが分からないんで、もし分かる方がいらっしゃれば、その容疑者という意味を教えていただきたいんですが。
- 奥良秀会長 審議の中で、ほかの審査会で、そういうところがあったのかどう なのかというのは、よく分かりませんけど、この場では、人を傷つける ような言葉というのはなるべく使っていただきたくないなと思いますの で、よろしくお願いいたします。
- 樋口晋也参考人 はい。上品にいきたいと思います。矢田議員が、なぜ、警察がその場で言ったとか言っていないとか分かるのか、甚だ疑問です。元請求代表者は、次の日に僕が会って、その次の日の朝9時に元請求代表者が矢田議員に直接会ったのは、それが最後なわけです。25日の朝9時に元請求代表者のところで矢田議員が会われたのが最後のはずなんです。そのときに、そういう話が警察から出たのか、一体どういうルートでそれをやったのかという甚だ疑問が残りますし、私は元請求代表者の言葉をそのまま載せたということで、その入手方法も含めて、しっかり審査会で調査いただければと思っております。この2点については以上です。
- 奥良秀会長 どちらの意見が正しいかというのは、この時点では分かりません ので、樋口参考人の御意見はきちんと聞かせていただきました。どっち が正しいかは、今後、調べさせていただきたいと思います。次に、記事 の掲載につきまして、一連の流れについて御説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

樋口晋也参考人 その前にちょっと1、2点あるんですけれども、森山議員の調査が行われたときに、私の政経ジャーナルに元請求代表者のお宅に伺った目的を書いている中で、白井委員から、いや、こんなの最初に書くのは違うよと、僕でもそう書くよという形で断定的なお話がありました。もちろん政倫審は、この人が白であるか黒であるかというような形で、事実を積み上げていくという調査が行われるので、いろんな感想をお持ちになるのは構いません。しかし、入り口の段階で、樋口はこうであると、僕だってするんだからという決めつけた発言は、公正中立な発言だと思えないんです。これについては、僕は訂正いただきたいと思っておりますが、会長、いかがでしょうか。

白井健一郎委員 私は私の主観的な考えを言ったまでです。

樋口晋也参考人 主観で書くって、口頭のおかしな議員が書いている文書と一緒で、こう思ったからと。思ったことを何でも言っていたら、世の中収まるもんも収まりませんよね。そこに言う必然性があったのかということを客観的に是非御判断いただきたい。あの場面で、審査も何も進んでない中で、こうなんじゃないんか、いや僕は違うと思うんよねというレベルであればともかく、断定的に、「いやいや、これ僕は反対です」。反対はいいんですよ、賛成反対の意見があることは。しかし、断定的に樋口が書いているこれは違うというのは、大変失礼な話だなと。直接その審査に関係する森山議員の調査を行う中で、私のこの一文があるかないかが、直接どう影響して関連したから断言する必要があったのか、全く僕はそこに論拠がないと感じています。ここについては、これを明確にした上で、この審査会の継続をお願いしたい。

宮本政志委員 今の白井委員の発言のやり取りを聞いていまして、その前の会 長の発言が気になって、関係してくるなと思うのは、先ほど会長は、「ど ちらが正しいか、今後、調べさせていただきます」という発言がありま したよね。これはどちらが正しいのか、どのように今後、調べさせてい ただきますということで言われたのか。先ほどの会長の発言の「調べさせていただきます」というのは、今後、どのような形で正しいかどうかを調べていくのかな。結局、白井委員の発言に関してのやり取りの中でも、断言していいものか悪いものか。何が正しいのかということも踏まえて、関連してくると思うんだけど、先ほどのは何、どちらが正しいか今後、調べさせていただきますというのも、どういう解釈で言われたのかお聞きしたいんです。

- 奥良秀会長 今、宮本委員からありまして、要はどちらが正しいかということを私が言ったところは、矢田議員に関しては、前回参考人で来ていただきました。その中で、政経ジャーナル中のこういうことは違うんじゃないかという発言がありました。本日、樋口参考人を呼んで、樋口参考人は、いやいや、こちらのほうが、こういうふうに言われましたという発言がありました。これもまた議事録を作成して、委員の中でどちらが正しいのかというのを確認させていただければと思います。
- 宮本政志委員 そうすると、先ほど白井委員が主観ですと言われた。主観というのは、何かを基にして、根拠を基にして、それぞれの主観というのは出来上がると思うんです。そもそも、この政倫審の立ち上げのときに御説明したように、政経ジャーナルというものの内容が正しいのかどうか。あるいは違うことが多いのかどうか。政経ジャーナルがもし、ほぼほぼ全部、あるいは、ほぼほぼ正しくなければ、これは議会に対する愚弄になる。議会としても、きちっとした対応をしていかないといけない。あるいは、政経ジャーナルのほうが全部、あるいはほぼ正しいんであれば、矢田議員は議員としてどうなんだと、この二つをきちっと判断して、そして精査していくために、私どもは、この政倫審を請求したんですよと冒頭に言っていますよね。そうすると、何が正しいか正しくないか進めている最中に、例えば間違ったことを根拠に主観ができて、そして主観がこうなんだというところも、我々委員は議員として、考えて発言をしていかないとというところじゃないかなと思うんですけどね。

白井健一郎委員 まず、私に対して問いかけがあったんだから、私が手を挙げ たら発言させてほしいんです。

奥良秀会長 失礼しました。

- 白井健一郎委員 ちょっと確認したいんですけど、問題となっているのは、政 経ジャーナル8月号外の上の段の1のところが問題になっていると理解 してよろしいんでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 私は、この前の 発言で、「主観的な考えに基づいて発言したものです」と言いましたが、 それは、社会通念に対して私がどう主観を持っているかということでの 発言です。
- 宮本政志委員 白井委員、それ以前に、「私に対する質問だから、私に答えさせてください」というのは間違いですよ。先ほど参考人は、「会長いかがですか」と会長に聞かれたの。それを、あなたが手を挙げて、会長はあなたを指示したけども、参考人は、先ほど奥会長に「会長いかがですか」と言ったの。あなたに関係する質問だから、全てあなたが先に答えるべきとか、答える権利があるとかじゃなくて、審査会のルールです。参考人は、先ほど「会長いかがですか」と聞かれた。そうすると、あなたは会長じゃないんだから、あなたの質問でも会長が答えるべき。そういう流れをちゃんとこっちは言っているの。
- 白井健一郎委員 発言者を指名するのは会長なんですから、参考人が発言者を 決めるわけではないので。
- 樋口晋也参考人 ちょっと整理します。技術的なところは議会内でやっていただければと思いますので、僕は触れませんけれども、森山議員のことにしる、矢田議員のことにしろ、ここは、矢田議員の政倫審の場なんですよね。その場で、僕の目的に1番があったかなかったか、これが、矢田

議員の政倫審にどう関連するのか。要するに、その前の段階で、たしか 宮本議員の発言だったのかなと記憶していますが、書いてあるじゃない かというようなことを言われたんだと思うんです。それに対して、白井 議員が「僕はそれは反対だ」と。僕でも1番目に書くんだと決めつけら れたわけなんですけど、その議論に乗ること自体が、この政倫審の目的 から外れていないですかということを僕は言っているの。それがどう関 連するのか、関連しているんなら、その主張をされることはいいんだけ ど、僕の感覚では、矢田議員の政倫審にあって、僕にこの目的があった かなかったか、作り事か作り事でないか、本心は僕にしか分からない。 それを違うと思いますと言う。核心に触れるところは、もちろん今は、 物的証拠がなくても、状況証拠だけで、死刑判決も出る時代です。だか ら、そういう状況証拠の積み上げというものを、一概に僕も否定はしま せん。しかしながら、入り口のところで、ぽんと私が書いていることが、 「社会通念上違うから言ったんだ」、それがどうこの政倫審とリンクし ているのか。僕は、その説明があるのか、あるいはその説明ができない んであれば、僕は会長のほうでさばいていただいて、その議事録につい ては削除するなり、取消しをしていただくなりしていただきたいと思っ て、僕は白井議員じゃなくて、奥会長に言ったというのが流れです。

奥良秀会長 分かりました。議事録を精査させていただきまして、その関連に つきまして、また、審査会の中で、その文言がいいのか悪いのか、また お話をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。(「はい」 と呼ぶ者あり)続きをよろしくお願いします。

樋口晋也参考人 よろしいでしょうかということで、それは、しっかり審査会 の中で議論されるという理解でよろしいですか。

奥良秀会長 もちろんそうです。

白井健一郎委員 議論がなされるというのは、今じゃなくて、今後そういう機

会があるということですか。

奥良秀会長 今後そういう機会を作らせていただきます。

白井健一郎委員 物事には優先順位といいますか、今日、私も、重要な話をするんだなと思って覚悟してきているんです。そこで、私から言わせれば、違法性といいますか、そういうものが極めて軽微なものに対して、一つ一つ取り上げていったら、何時まで掛かるか分からないですし、その点をちょっとこう……(発言する者あり)

奥良秀会長 発言は控えてください。

- 白井健一郎委員 幾らでも時間を掛けてやればいいという問題でもないと思いますよ。やっぱり、私たちの体力も時間的にも有限ですしね。今日1日の全体のタイムスケジュールじゃなくていいんですけど、大体の流れというのを会長はどう押さえていらっしゃるか、聞けたら聞きたいんですけど。(「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 奥良秀会長 今日の流れといいますのは、今日は樋口参考人をお呼びしまして、 前回の矢田議員の発言、また政経ジャーナルの内容ですが、信ぴょう性 がどうかということで、前回終わりましたので、それについて、タイム スケジュールということで、発言させていただきます。 異議があるとい うことでどうぞ。
- 宮本政志委員 先ほど、樋口参考人が白井委員の発言に対して、訂正、取消しを会長に求められた。そして後日やりましょうということに関して、白井委員が挙手された。私は、今それをやらないとそれに関係することまで出てきたときに、後日に延ばしていいものかということをおっしゃるかと思ったら、時間のこと言われましたよね。私ね、そういう考えが前提にあるんならね、この審査会は進みません。会長、だってそうでしょ

う。我々議員というのは、365日24時間議員であるべきでしょう。これ何やったかな、事務局、会議規則だったかな、10時から5時、一応載っとるよね。あくまでそれでやらないといけんということか。私は、夜遅くなろうとなんだろうと、時間を気にして、小さなことまでいちいちしよったらという、僕はそういう考え方で議員活動をやっていない。片や早く終わらせましょう。時間を気にしましょう。細かいことにいちいち言う。僕は、そういった考え方はしない。そんなんじゃ、この審査会はできんよ。会長、どういうふうにこれをさばくのか。

- 奥良秀会長 白井委員から時間についてということもありましたが、多分白井 委員の思いとしましては、(発言する者あり)白井委員におかれまして は、時間、いつまでということは言わないようにお願いします。私とし ましては、この審査会というものが、より深く深まって、内容はきちん と出るようにやっていきたいと思いますので、議事運営のほうをよろし くお願いします。
- 樋口晋也参考人 こんな小さいことを取り上げてということを言われました。 議会って言論の府ですよね。そういう小さいことをなぜ言ったんですか という話になる。だから、僕はこれについて本当は今やりたいんだけれ ども、目的が違うから、会長から、今後、その場を持ってちゃんと精査 するというお約束を頂いたから僕も引いたの。そして、言論の府として、 慎重な発言を議員としてやっていただきたいという意味で、だってこれ が矢田議員の政倫審に直接どう影響するんですか。私の内心があったか ないかが。内心があったとしよう、だからどう影響するのか。なかった としよう、何も影響しない。結論として、会長の申入れを飲むんだけれ ども、それ以上、白井議員が何か言われるんであれば、もうとことん、 このことについてやりましょう。後は会長どうぞ。
- 奥良秀会長 今日、参考人をお呼びしているのは、この政経ジャーナルにつき まして、信ぴょう性を高めるためにということが、前回の審査会で決ま

ったことです。それ以外のことにつきましては、白井委員が言われたことにつきまして、また、先ほど宮本委員が、どちらが正しいのかということも、やはりいろいろな意見がありますので、その辺は精査をさせていただく時間を頂きたい。また、審査会の中でやっていきたいと思います。本日の政治倫理審査会としましては、政経ジャーナルの信ぴょう性というのが本来の主目的でございますので、そちらのほうに議論を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

白井健一郎委員 私の記憶が正しいかったらといいますか、多分こういうことだったと思うんです。まず、その日、宮本委員から、この1番で現職議員の横領事件が事実であれば決して許されることではないことという声があるので、これは私の表現ですけど、政経ジャーナルの公平性といいますか、こちらの立場からも言っているんだよということを言ったと記憶しております。それに対して私が、いやいやこういう書き方もあり得ますと。一遍、自分の考えと反対する意見を先に言って、そうではなくて自分の意見はこうなんだという書き方も十分あり得るので、宮本議員の意見には賛成しかねますと言ったと思うんですよね。

奥良秀会長 そういう発言がありました。

- 白井健一郎委員 ですから、その是非について、ここでまた議事録をめくって、 今の白井委員の発言が正しかったのかどうなのか、適当だったのかどう なのかということまでするだけの重要性、言ってみればどこまで悪かっ たかということが、ありますか。
- 奥良秀会長 そこは白井委員の主観が入っておりますので、そこについては、 精査をできればと思っております。
- 伊場勇委員 白井委員には小さいことを一つ一つやっていったら、時間が足らないということについては、取り消されたほうがいいんじゃないですか。

白井健一郎委員 私は、ここで時間を取り上げるべき問題ではないと思っています。

奥良秀会長 分かりました。

- 樋口晋也参考人 もうその問題には触れませんけれども、もう一つ、時間が限られた中でって、僕は、人にお金を払ってここに来ているんです。あなたたちは仕事で金もらっているんでしょう。時間がもったいないからせんって。自分の問題はどうでもいい、自分が大事だと思う問題は重要な問題だ。言論の府なら重要な問題でないことを、宮本委員が言った言葉を取り上げなくても、スルーしても、何も政倫審に問題のない発言だった。もうこれ言わないんだった、失礼。要するに時間がもったいないからと言って、金もらってまちづくりに取り組む議員が、そういう発言をするんであれば、僕が参考人として来るのも時間がもったいないですよ。やめましょうか。
- 奥良秀会長 今からしっかりと審議させていただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。 (発言する者あり) その件につきましては、しっか りと審議していきますので。
- 宮本政志委員 ほかの委員の皆さんは、どう思われるんかな。先ほど白井委員は、時間のことを言ったわけでしょう。正式にどういう発言があったかというのは、もう1回聞きたいけど、要は、時間を掛けてもしようがないと、時間がないからどうだというように僕は受け止めたわけよ。でも、議員としては、時間とか関係なく、夜中になろうが土日であろうが、大事なことに関しては議論するべきだという僕の立場から言うと、ほかの委員は、どう思われるんかな。先ほどの白井委員が言われることが全然理解できないし、それで参考人の方は、参考人として呼ばれたということに対して、否定的な発言も出ているわけでしょう。でも、それは会長

が強引に、いやいやそうは言ってもということで、続けようとしている わけでしょう。ちゃんと1回、きちっと元に軌道修正せんと、まともに 政倫審が進むかな、こんなやり方で。

- 奥良秀会長 この審査会としましては、事実の積み上げを一生懸命やっていき たいと思いますので、時間いっぱいというか、きちんと積み上げをさせ ていただきます。
- 宮本政志委員 僕は心外だって言っているの。そういうふうに審査会で思われるのが。私は、時間は関係ないと思っていますよ。土日だろうと関係ないと思っていますよ。市民の参考人の方がいらっしゃいますから、この方を交えて24時間どうこうというのは、そんな勝手なことは言えん。あくまで参考人の御都合というのがあるから、これは第1優先にすべき。しかし、この審査会の議員同士の議論とかに時間の制約で時間がどうだという発言をそのままにしたら、山陽小野田市議会、政倫審、私も含めて、そういう考え方だなと思われる。それは心外だって言っているの。
- 白井健一郎委員 私の考えとして、とどめていただければ結構です。宮本委員 の気持ちは全く関係ありません。
- 中島好人委員 参考人がいなければいけない審議とは違って、最初に会長が、後でこの問題については、みんなで論議しましょうというところで一応収まったところで、白井委員が、いやそれはいけんという話に戻ったわけですから、やはり白井委員は、もうちょっと議会の中で審議するという方向にしないと、ずっと平行線になって、深まる議論じゃなくて、平行線になる議論になる。せっかく参考人が来ておられるんで、参考人がいなければならない審議内容にしていくというほうがいいんじゃないかと思います。だから、ここは白井委員に折れてもらわないと進まないんじゃないかなと僕は思います。

奥良秀会長 白井委員、よろしいでしょうか。

白井健一郎委員 確認しますが、今日の参考人との質疑等が終わった後、ある いは、後日改めてここのところを掘り返して議論するということですか。

奥良秀会長 私はそのように発言させていただきましたので、後日させていた だくと。

白井健一郎委員 分かりました。

奥良秀会長 皆さんよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 時間がた ちましたので暫時休憩させていただきたいと思います。

午前10時50分	休憩
午前11時	再開

- 奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開したいと思います。 それでは、樋口参考人から、記事の掲載についての一連の流れについて 御説明をお願いしたいと思います。
- 樋口晋也参考人 その前にもう1点。あちこちで日本共産党の議員さんがオフィシャルに、この政経ジャーナルは怪文書だと。だから信頼できないんだと。信用する信頼しないは、正に先ほどの白井議員の言われるように個人の主観で結構なんですが、怪文書をこちらにいらっしゃるお三方が採用していると。怪文書であるならば、質疑は、共産党の議員さんはないということでよろしいのか。怪文書だから全部うそなんでしょう。だから質疑せんということでいいのか、お聞きしたい。

奥良秀会長 私が答えてよろしいでしょうかね。私としましては、今日は審査

会ということで、樋口参考人をお呼びしまして、この政経ジャーナルについて、御説明していただきたいと思っております。その件につきまして、説明していただければと思いますので、共産党ということがどうとかということじゃなくて、本来の審査会としまして、今日は質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

樋口晋也参考人 共産党の議員が、実際にこの政倫審の中にいるんですよ。それを怪文書扱いで、私の携帯番号を知っとるでしょう。あなたの番号を 言いましょうか。

奥良秀会長 個人情報になりますので、それは控えていただきたいと思います。

- 樋口晋也参考人 そうなんですか。知っているということで置いておきますが、知っているでしょう。問合せも何もない。もちろん、急いで作ったから、急いで原稿を書いたから、こんなことがあったんかと思って急いで書いたから、少なくともどこの誰べえか分かるように、政経フォーラム21をずっと出してきているんですよ。しかも、市民の信頼は、日本共産党の市議団が出している「明るいまち」よりも事実がちゃんと書いてある紙面なんですよ。その評価を頂いているんですよ。だから創政会というか、こちらのお三方も、この辺はある程度信頼できるんじゃないかということで取り上げられた。それを怪文書だからって、こんな御無礼な話があるんかと。ちょっと一言何かないんですか。
- 奥良秀会長 今日は政経ジャーナルについての信ぴょう性ということで、請求 者3人からの添付資料ということで、こちらがどうかということを審査 していきたいと思いますので、その説明に入っていただきたいと思いま すが、いかがでしょうか。
- 樋口晋也参考人 怪文書扱いした人間を外してください。出ていってほしいん ですけどね。出ていったらどうですか。

- 奥良秀会長 事務局にお伺いしたいと思いますが、そういうことはできるんで しょうか。
- 宮本政志委員 先ほど参考人の中で少し誤りがあると思います。私と伊場委員と政倫審の元の委員の中岡委員3人で、政倫審の調査請求書を出すときは、先ほども言いましたが、政経ジャーナルの信ぴょう性が非常に高くて、これが事実であろうという前提で出したんではなく、この信ぴょう性をしっかりと審査会で調査し、何が事実か、そして事実の積み重ねによって、先ほども言いましたが、政経ジャーナルの内容が全部、あるいはほぼほぼ正しいんであれば、これは矢田議員は議員としてということで出しております。私と伊場議員と中岡議員が、政経ジャーナルのこの記事が正しいという前提で出したわけではありません。それと怪文書のお話も出ております。これはもしあれでしたら、中島委員、どういう考え方あるいは意図を持って言われたかということを少し説明いただかないと、我々が資料として取り上げている、調査請求を取り上げていることそのものが、怪文書という前提で政倫審が進んでいくことに関しては、やはり疑義も生じるんで、その辺りというのを明確にお答えされるべきではないかなと私は思うんですが、会長いかがですか。
- 中島好人委員 私が知っているか、知らないかということの判断ではありません。要するに、取り上げる項目として、これが住所、電話番号もない、出どころがはっきりしないことによって、これを怪文書であり、出どころが分からない。これは取り上げるべきではないということを主張しました。しかし、審査会の中で決定されたわけですから、その決定に従って、審議を進めているところです。
- 奥良秀会長 また、審査会の中で、大井委員からも、政経フォーラム21とい う団体が、きちんとした政治団体であること、収支報告もされているこ とは、報告がありましたので、怪文書ではないと私も思っております。

そのような観点から審議を進めさせていただきたいと思います。

- 宮本政志委員 ということは、中島委員は政経ジャーナルそのものに関しては、 怪文書ではないという前提の考えの下で、政倫審をされていくというこ との確認でいいですか。
- 中島好人委員 そこの是非じゃなくて、全体でこれで行こうと決まったわけで すから、それをよしとするかどうかというのは、審議過程の中の内容に よっていくわけです。そこは、もう決まっているんですから、それをど うなのかと聞くのもおかしな話じゃないかなと思います。
- 宮本政志委員 先ほどに戻します。参考人からは、退席を求める御意見が出ていますよね。それに対して、それを認めないのか。あるいはどうするのかというこれからの流れ、この審査会の方向性についてどうされるのか、会長にお聞きしたい。
- 奥良秀会長 私としましては、議長から選任された政治倫理審査会委員の8人 ということでありますので、このメンバーで審査させていただきたいと 思います。そのようなことで、委員の皆さんよろしいでしょうか。
- 白井健一郎委員 宮本委員からも御発言がありましたように、この政経ジャーナルというのは、初めに請求者3名の方が訴え出るときに、政倫審の立ち上げを訴えるときに、添付書類として、言ってみたら唯一の証拠としているわけですよね。そのときに中島委員は、これは証拠能力に足らないので、そもそも取り上げる必要がないという立場だったんです。そのとき私は、もうちょっと先まで見て、この政経ジャーナルというのが果たして真に値するものなのかどうか確認しようという立場から言ったわけです。そのときは8月号外しかなかったわけですけれども、その後に1枚追加されまして、10月の号外2というのが追加されたんですよね。私は、追加されたことについて、どう判断しているかといいますと、こ

れ裏面……

奥良秀会長 この中身に入るまで審議は進んでいません。

白井健一郎委員 分かりました。そこははしょって言いますが、私の考えというのは、この政経ジャーナルの中身というのは、ただ単なる意味だけではなくて、言葉遣いとか表現とか、そういうものも全て含めての表現なんですよね。ここに今は挙げませんが、およそ正しい日本語といいますか……

奥良秀会長 そこについては今から審議させていただきたいと思います。

白井健一郎委員 分かりました。

伊場勇委員 中島委員に対してなんですけども、政治団体としての政経ジャーナルというのは登録されていて、10月号については、お名前と電話番号も書かれておりますので、特定できるんじゃないんですか。それでもまだ怪文書としての扱いとお考えなのかとお聞きしたいんですけど。

奥良秀会長 前回、そこは大井委員が言われたところであります。

- 中島好人委員 10月号については一言も私は触れていません。この問題を取り上げるときの8月号号外のときの内容で言っているわけです。ですけども、何度も言うように、全体の審議の中で取り上げられた以上は、そこに従って、審議を進めているということです。ここで10月号の問題については何ら触れておりません。
- 伊場勇委員 では10月号も資料となっておりますので、こちらは怪文書とは 思っていないということですか。

中島好人委員 そのとおりです。

- 宮本政志委員 さっきに戻るね。会長、先ほど白井委員の発言の途中で発言を 止められました。先ほどの白井委員の発言というのは、不適切なものだ と思っていませんでした。聞いておりました。なぜ白井委員の発言を途 中で切られたんですか。白井委員の意見は不適切ではないと判断しまし た。すみません、一委員で権限はないですが、不適切な発言とは思って おりませんでした。ですから、なぜ最後まで白井委員の意見を聞かずに、 途中で遮って、会長権限があるでしょうからいいですよ。その辺りをお 聞きしたい。でないと、政倫審が進むにつれて、それぞれ委員が、先ほ ど冒頭にありましたね。例えば、本当に不適切な発言に該当してきたと か、これはストップしないといけんと思われるんなら、それは審査会の 運営として、そうするべきでしょう。なぜ白井委員の発言を途中で止め たんですか。不適切な発言ではなかったと思いますけど。
- 奥良秀会長 私が止めさせていただいたのは、不適切な発言があったとは思っておりません。ただ、政経ジャーナルの中身について発言をされようとしておりました。そういうふうに感じました。今回、樋口参考人をお呼びしまして、この政経ジャーナルについて、今から中身について精査をする中で、信ぴょう性について今からやっていこうという中で、本題に入ろうとされましたので、止めさせていただきました。
- 宮本政志委員 それでは、明確にこのこと、こういったことは今触れないでください。触れた場合は発言を途中で却下、あるいは、発言をやめなさいというふうなことをさせていただきます。明確にどういったことを触れたらいけませんか。教えてください。でないと、私も発言がしにくくなります。
- 奥良秀会長 私が今言いましたのは、政経ジャーナルの信ぴょう性がどうかと いうことを今から調べていきたいということで、本日、樋口参考人をお

呼びしております。先ほど私も言いましたけど、今回、何をやりたいか、この審査会で本日何をするかということは、樋口参考人をお呼びして、政経ジャーナルについて、中身について審議させていただきたいと思っておりますので、その件につきましては、今から樋口参考人から説明を受けまして、順に質疑を行っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

- 白井健一郎委員 ちょっと簡潔に言いますと、私は、今日を非常に楽しみにしております。参考人と果たして表現の自由というものがどこまで許されるのかということについて、正面から問いたいと思っています。そのことが、結局許されるならば、これは証拠の添付書類になりますし、およそふさわしくないかなと思ったら、やっぱり証拠価値も落ちると思うんですよね。そうなって、政倫審は、根本となる土台の部分が崩れるかもしれませんし、そういう点で非常に私は真面目に捉えております。よろしくお願いします。
- 宮本政志委員 表現の自由について、白井委員の発言の内容はよく分かります。 ただ、ここは司法の場じゃありませんから、司法の場のような議論で表現の自由についての議論に入られても困ります。その辺りは、会長しっかりしていただきたい。それと会長、今、政経ジャーナルの件を前提として、先ほどの白井委員の発言を途中で止めたんだとおっしゃったけども、それであるならば、発言が終わった後に、いやいやこうこうですから、次の発言に関しては、こういうふうにとされるのか、冒頭どういったことかを確認されて、今はその発言を慎んでくださいという形でやってもらわんと、発言しよる最中にとんとん切られるとね、ということがありますんで、これは私の意見です。
- 奥良秀会長 私としましても、議事運営について不快な思いをされないように、 また質問を止めないように一生懸命していきたいと思いますので、よろ しくお願いします。

- 白井健一郎委員 今の発言の中にも○○○○○というのがありましたが、不 適切じゃないでしょうか。
- 奥良秀会長 今、不適切な言葉がありましたので、そのような言葉を使わない ようによろしくお願いします。
- 樋口晋也参考人 失礼しました。今の発言については取消しさせていただきま す。発言のそこの単語だけ取消しをさせていただきます。

奥良秀会長 分かりました。

宮本政志委員 白井委員が言われたことは、僕も同感です。不適切な発言があったというのは全く同感。今参考人の方からその部分の単語に関する、 取消しということが言われました。正式には会長、どのような取消しの 手順で、正式にどのような取消しの結果なるか、流れは正しかったのか どうか、その辺り教えてください。

- 樋口晋也参考人 暫時休憩してやっていただけませんか。参考人と関係ないと 思うんですが。
- 奥良秀会長 今の訂正につきましては、どのようにするかというのは、また、 私と副会長と事務局と……
- 宮本政志委員 今の流れで正式に取消しになるんですかということを確認した いの。だから、それを会長に教えてくださいと言っているんです。

奥良秀会長 それでは暫時休憩させていただきます。

午前11時20分 休憩 午前11時30分 再開

- 奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。先ほど、 
  樋口参考人のほうから不適切発言がありまして、その後、取消しを求め 
  る意見がありました。審査会の中で、取り消させていただきたいと思い 
  ますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 樋口晋也参考人 さっきの続きですけれども、根拠を持った大井委員のことについて、それを覆す材料を中島委員はお持ちなんでしょうか。人の資料を 怪文書呼ばわりした根拠。
- 奥良秀会長 樋口参考人、すみません。今日、何回も言っていますが、今日、 樋口参考人をお呼びしている理由といいますのが、政経ジャーナルの記事 の信ぴょう性について審議を深めていきたいと思っておりますので、その

点について審議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 樋口晋也参考人 会長のおっしゃることは重々理解しております。おっしゃる とおりだと。それが目的で私も参りました。しかしながら、前提となる資 料を怪文書と呼ばれる中で質疑が行われ、しかも、この適否について、適 になる段階で、先ほどからの繰り返しになりますから詳しく言いませんが、 大井委員から裏づけとなる説明があって、この出どころが明らかであると いう発言があったにもかかわらず、それを訂正せんというのは日本語が分 からないのか、何なのか、理解力がないのか、いこじになっているのかよ く理解ができないんですよ。そこのところを明確にした上でなければ、偏 見、決めつけで、そういう形で入られるようでは、正当な審査が行われる と僕は全く思えないんです。やはりこの8人の皆さんが、ルールにのっと って選ばれた。その8人の中に、そういう偏見の目で、もちろん僕がうそ ついているかもしれない。でもそれは、真実を明らかにしていくというの が皆さん方のお役目でしょう。しかしながら、決めつけて、怪文書である という取扱いの中で、私がこの説明に入ることはとてもじゃないけどやれ ん。だから、中島委員の訂正があるのかどうか、そこを審査会としてどう されるか、お願いします。
- 中島好人委員 一般的に怪文書というのは、出どころが分からないものを指す んで、出されたときの8号号外については、住所も電話番号も記載されて いないというので、一般的にこれは怪文書ではないかというのを主張させ ていただきました。しかし、10月号外については、そういう出どころが はっきりしているということで、そこについては触れておりません。一般 的にそういうものだとの判断で行いました。
- 奥良秀会長 そういう判断ということは、出どころが分かっているという、き ちんとしたものということで、了解したということでよろしいですね。

宮本政志委員 樋口参考人にお聞きしたいんですが、我々が調査請求書に資料

として掲げている政経ジャーナル、先ほどから怪文書の件も出ておりますが、樋口参考人が考える怪文書、これは怪文書じゃないという、その辺りの定義を、もう一度お聞きしてよろしいですか。

樋口晋也参考人 私は逆に、日本共産党の中島議員が怪文書の定義をどうお考 えか聞きたいんだけれども、御質問いただいたので答えますが、ちょっ とネットで調べれば出てくる団体、正に実際にこの審査会の中で、大井 議員が調べられて、明確に理解することができた。出自がはっきりして いるんですよ。誰が書いたのか、名前も書いていない、団体名も書いて いない、その団体名が書いてあっても、その団体の存在がどこを検索し ても出てこない、認知されていない、それを怪文書と呼ぶと私は認識し ています。しかし、中島委員の言う出自がはっきりしてないというのは どうなのか。しているじゃないですか、名前があるじゃないですか、個 人特定ができるじゃないですか。一般的に調べれば分かるわけですよ。 しかも、これまで本紙を出してくる中で、住所とかメールアドレスとか を全部載せてきました。たまたま、このときに原稿の関係で、取りあえ ずこれで御理解が頂けると、私であるという文責として、政経フォーラ ムの樋口が責任を持って出すんだということで、公に記している。これ を怪文書と言われたんじゃあ、冗談じゃないと。10月号がどうかなん かどうでもいいんですよ。8月号のこれのどこが怪文書なのか、ふざけ んじゃねえよという思いでいるということでございます。

宮本政志委員 この政倫審を請求した私も伊場委員も中岡委員も資料として採用している政経ジャーナルに対して、怪文書という考え方は、全くしておりません。だから、添付資料として、根拠として出しているんです。今日の政倫審の委員の方が、今の議論の中で、この政経ジャーナルを怪文書だという前提で、中身はどうなんだと入って、政倫審自体の正当性に非常に疑問が出ると、私ども請求者としては、甚だ遺憾なんですよ。その辺りというのは、しっかりこれは怪文書じゃないんだと、だから、私はこうなんだということをちゃんとしてもらわないと、これで今から

事実の積み重ねのために確認していって、その先でこれは怪文書だから となったら、非常に私たちも迷惑だし、ほんとに遺憾ですよ。これをし っかり審議してもらわんと、なかなか先に進めない。

- 中島好人委員 私は中身について一言も触れていないですよ。ただ、一般的に住所がない、電話番号がないのを怪文書と捉えている。ただ、それだけです。それならなぜ、以後にはちゃんと住所が記載されている。電話番号が記載され、出どころがはっきりしている。ただ、それだけの話。内容は一つも触れていません。
- 奥良秀会長 大井委員から、何回も言いますけど、政治団体として、きちんと 登録されてありますよというところに入っていますので、政経ジャーナ ルにつきましては、正当なものだという扱いをして、今から審議に入ら せていただきたいと思います。
- 宮本政志委員 中島委員が言われたのは、中身は関係ない。形式が怪文書です とおっしゃった。ほかの委員の方は、私と伊場委員と中岡委員が出した 政経ジャーナルに対しては、怪文書と思っていないんですね。それを確 認したいの。そういう前提で進んだら、進まれんと言うの。
- 樋口晋也参考人 一般的にという中島委員の偏った考えの「一般」というのは、極めて信頼感に乏しいし、あなたの言われた「一般的」という言葉の定義を教えていただきたい。でなければ、登録された団体名とその代表者の文責として名前があるにもかかわらず、これは一般的に怪文書であるという「一般的」というみんなを巻き込んだ言い方をしているけど、これはあなただけでしょう。それと、山田議員だけじゃないの。どこが怪文書ですか。「一般的」とは何ですか。
- 奥良秀会長 先ほど宮本委員からもありましたが、請求者としましては、これ は正規のもので、内容については今から調べていきたいという意見があ

りました。これが不適切なものというか、怪文書ということは、遺憾であるという言葉がありました。審査会におきましては、今から政経ジャーナルの樋口参考人から、内容についてしっかりと確認してまいりたいと思いますので、審査を続けさせていただきたい。

- 宮本政志委員 そんなことは全然言っていない。私の意見、会長に対する要望をしっかり理解していただいきたいのが、私を含めて8人のメンバーが、私と伊場委員は、当然中岡委員と交代した藤岡委員もそうですが、これを怪文書と思っていません。だけど、大半が怪文書というふうな認識を持っていらっしゃるんであれば、怪文書と思われるような文書について今からどうなんですかということを聞く、これが遺憾だと言っている。そうなってくると遺憾だから、ほかの方はどう思われているかと聞いてくれということよ。もし「これは怪文書ですよ」という方が中島委員以外におられるんであれば、怪文書とはこういうことだってことで入っていかんと、はっきり怪文書ではないということをちゃんと聞いてないうちに、怪文書かどうかも分からん前提で、これに対して参考人の方にどうだこうだと言われても、私は納得いかんけどね。
- 伊場勇委員 なので、中島委員に対して私が思うのは、怪文書ではないというところをしっかりちゃんと言っていただきたい。何か言えない理由があるのかちょっと私はよく分からない。それと、白井委員や大井委員や副会長にも、これは怪文書じゃないという前提で今から進めていくということを、ちゃんとおっしゃっていただきたいと思っております。
- 中島好人委員 8月号を審査の対象として出されたときには、やはり出どころがはっきりしないという判断で行いました。しかし、この10月号の中では、そういうところで訂正されて、住所を書き込まれた。8月と10月を併せてとなると、訂正があったんです。それと同時に1人の意見があって、全体が審議を進めていきましょうという中で、大井委員の意見があって、そりゃそうだと、僕の意見もそうやって進められて、それは

違うということになって、みんなの中で取り上げて、審査しているわけですから、それをどうこうということとは、ちょっと性格が違うんじゃないかと思っております。要するに、国語的に怪文書というのはどういうことを指すのか。(「それを聞いている」と呼ぶ者あり)僕は出どころがはっきりしないものということで取り上げるべきではないと主張した。

- 奥良秀会長 怪文書ということよりも、出どころというところは、何回も言うようであれなんですが、政経ジャーナルが政治団体としてきちんと登録されてあるということで、怪文書ではございませんということです。今からこの政経ジャーナルの信ぴょう性について審議に入りたい。宮本委員、伊場委員から、政倫審の委員に対して、これが怪文書かどうかというのを委員に諮ってほしいということがありましたが、いかがしましょうか。
- 白井健一郎委員 私は先ほどから話を聞いていて、これが怪文書に当たるかど うかということは別段問題じゃないと思っています。要するに、この資料が添付資料としてふさわしかったのかという初めの議論に戻りますけど、そこのところを私は今日問いたいと思っています。それから怪文書という言葉の件なんですが、恐らく参考人が撤回してほしい、怪文書という言葉を使った人にその言葉を撤回してほしいということだけなので、私はここでそのことに関しては言いません。私が怪文書についてどう思っているかということは言いません。参考人の意見はそういうことだと思っています。
- 中島好人委員 要するに8月号、10月号ともに、ここの審査の資料として出されているとなると、怪文書じゃないということで議論を進めていただきたいと思います。

奥良秀会長 ほかの委員はよろしいですか。

- 大井淳一朗委員 度々名前を出していただいて恐縮ですけれども、議事録どおり、政経フォーラム21というのは、山口県の政治団体に収支報告を毎年出されている団体ということを認識しているということで、添付書面としての適格性はあるということで、この考えに今も変わりありません。
- 宮本政志委員 会長、副会長はどう思われますか。白井委員は白井委員の意見 でいいと思います。中島委員も今言われて、別段いいと思います。会長、 副会長はどう思いですか。
- 奥良秀会長 私としましては、出どころはきちんと分かっておりますので、怪 文書ではないと思っております。
- 吉永美子副会長 私は、宮本委員が今更言われるのが不思議でたまらなくて、 怪文書という言葉自体、10月3日の記録を見ても、言っていないとい うか、中島委員がたしかに出どころがうんぬんと言われて、それで大井 委員がこうですよと言われて、ほかの委員は一切それに対して異議を申 立てていないわけですから、そのときに皆さんが怪文書という認識を受 け取ったと思っていません。
- 藤岡修美委員 念のため、私は、政経ジャーナルは怪文書でないと思っております。
- 樋口晋也参考人 8月号、10月号併せて見て怪文書じゃないじゃなくて、8月号の段階で、皆さん怪文書じゃないという判断で適にされたんじゃないですか。あなたは怪文書という言葉を訂正も何もされていないじゃないですか。10月号はどうでもいいんですよ。8月号の号外が怪文書じゃないという論拠は、もう何回も言いませんが、皆さんそういう一般的に常識的な御判断をされているんですよ。あなたの一般的な常識判断と違っているんですよ。しかし、あなたの言う一般的な常識の判断は間違

っていたんじゃないんですか、間違っていたんなら、訂正されるべきじゃないですかということを申し上げているんです、中島議員。

- 白井健一郎委員 怪文書の定義の問題で、一部の議員あるいは参考人の中に、ちょっとこだわりがあるといいますか、出どころが明確であれば、中身がどうでもいいということにはならないと思うんですよね。一方、私みたいに出どころにこだわらずに中身で、これから話し合いたいという考え方もあるわけですよね。私の立場から言えば、これが怪文書かどうかという定義じゃなくて、先ほどから言っているように、果たして初めの添付書類としての価値に足るものだったのかどうかという、言ってみれば9割、あるいはもうほぼ全て間違いない事実として掲載されたのかどうなのかということが大切なのだと思っています。
- 樋口晋也参考人 白井委員の言われることは、十分に理解しております。それ は全く同じ考えです。ただし、白井議員は御存じないかもしれないけれ ども、僕は4年ぐらい前からこれを発行しています。自費で発行して、 自費で配ってやっているんです。汗をかいているんです。仕事しながら、 これは1円にもならないんですよ。公衛社の問題、今いい方向に行きそ うになってきました。ここで詳しく申し上げませんが。その中で、ずっ とやってきた。私は、想像とか、空想で書くような「明るいまち」と違 って、僕は真実を自分の足で取材してやってきたわけですよ。それを怪 文書扱いされるというのは、皆さんにとっては恐らくどうでもいいこと だろうというのは僕も理解します。しかしながら、こうして取り上げて、 公の場で怪文書扱いされたということは、まず、私が参考人として証言 する前に、本当に怪文書であるならば、明確な証拠を持って言っていた だきたい。それがあれば、僕も認めざるを得ないでしょう。しかしなが ら、明確な根拠も示さず、10月号と抱き合わせで違う。そうじゃなく て8月号のどこが怪文書なんですかと。しかも怪文書だから、中身に触 れていないと言われましたが、怪文書だから信用するに値しない、要す るに全否定されているんですよ。触れていないと都合のいいようなき弁

ばっかりを言われている。落ちついた顔して、結局、もう何を考えていらっしゃるのか分からない。ごめんなさい。要するに、怪文書であるならば、怪文書である論拠をもっと明確に、誰もが納得できるように示しなさいよと。それが示せないんであれば、取り消しなさいよということを僕は言っているの。

中島好人委員 出どころがはっきりしないもの、住所、電話番号は記載されていない。ただ、それだけです。しかし、10月号には、それが記載されているというので、抱き合わせで怪文書じゃないと言っているわけです。

奥良秀会長 怪文書ではないということです。

- 宮本政志委員 樋口参考人にお聞きしたいんですけど、今の流れですと、今の中島委員の発言と先ほどの発言も踏まえれば、白井委員はその辺りは明確には触れていないんですけども、会長含めほかの委員は、前提としてこれは怪文書として扱っておりませんという意見を聞かれましたよね。もう一つは、中島委員の怪文書という言葉の取消しが焦点になってきていると思うんですが、この取消しを中島委員が認めなければ、これから樋口参考人に政経ジャーナルの信びょう性についての質問には入れないもんですか。いかがですか。
- 樋口晋也参考人 私も参考人として呼ばれてきた限りは、私は自信を持って出していますので、事実に基づいて、少なくともうそをつかれていれば別だけれども、事実に基づいて書いていることを証言するために来ました。しかしながら、この10月号は関係ないんですよ。この文責、政経フォーラム21代表樋口晋也と、これで住所も電話番号も毎年の収支報告も全部分かるんですよ。ここに記載がなくてもね。それを「一般的には怪文書」という扱いをされている。4年間で10本ぐらい出してきたかな。全部で何万円も、印刷から校正から編集から、そして僕は、日本共産党と違って直接全部取材していますから、公衛社からも訴えられました。

しかし、無罪になりました。名誉毀損で訴えられた。公共性、公益性がある。そして全て真実である。警察が全部動いたわけですよ。僕が書いている記事の人たちに全部聞き取りを行った。横田社長に対しても聞き取りを行った。その結果、樋口は不起訴だという検察の結論が出た。そういう地道に一つずつ一つずつ積み上げてきた人の大事な財産を、こんなふざけた表現で、公の場で怪文書だって。10月号は関係ない。8月号の何が悪いんだと。これを怪文書と言われるのは冗談じゃない。宮本委員の言われたところに戻ると、答弁をするために来たんですが、せめて最低限度のテーブルに着ける状況は作っていただきたいというのが私の本音です。

宮本政志委員 そうすると、この審査会で、中島委員に対して取り下げなさいという強制はできないと思いますよ。暫時休憩を入れられてもいいと思うんですけど、中島委員にしっかり考えていただいて、回答を頂かないと、会長、進みませんよ。もうお昼になるから、午後からとなると、樋口参考人は一般市民の方ですので、「お昼1時間待ってね。午後から再開します」というのは、議会都合であり、審査会都合になるんで、この辺りというのを中島委員から、ちゃんとした結論をお聞きして、取下げはしません、あるいは取り下げるという時間をあげたらどうですか。

奥良秀会長 分かりました。お昼を過ぎますが、12時5分まで休憩させてい ただきます。

> 午前11時50分 休憩 午後0時13分 再開

奥良秀委員 それでは休憩を解きまして、審査会を再開したいと思います。先 ほど来からあります怪文書につきまして、審査会の中での言葉は、見付 けられず、その他のところであるような状況だったんですが、その件に ついて中島委員どのようにしたらいいですか。

- 中島好人委員 以前から私も、何かで怪文書を使ったような感じがあったんで、 そういうふうに発言してきましたけども、議事録を確認したところ、審 査会の中でそういう発言はしていないと確認できたということなので、 削除とかいう話はなくなったと判断します。
- 樋口晋也参考人 削除という言葉は、私もちょっと適当ではなかったかなと。 怪文書であるということの中島委員の発言について取消しをすると。こ この会の話じゃないですよ。外での怪文書という扱いについては、それ を取り消すということを求めます。正確に言っていなくて失礼いたしま した。
- 奥良秀会長 分かりました。ここで求められるのか、どちらで求められるでしょうか。
- 樋口晋也参考人 「明るいまち」に書こうが一部ですので、公のこの場で、そのことの発言を一言頂ければ、速やかに今回皆様方が求められている審査に、そして、私も説明に入りたいと思っております。ですから、文書による訂正を出せとか、そういうことを本来求めたいところですが、そこはもう今言っても切りがないので、この場で、少なくとも怪文書ではないと認識を改めたという訂正があれば、私は速やかに参考人としての意見陳述に入らせていただきたいと思っております。

奥良秀会長 中島委員どうでしょうか。

中島好人委員 私の一存でどうこうは、今の段階ではできません。

樋口晋也参考人 ほかの2人の意見は聞いていないんですよ。政倫審に出てきている中島委員、あなたがどうかということを聞いております。私は団

体で政倫審に出てきているとは思っていません。それを代表して出てきているにしても、あなた自身が怪文書ではないという認識に改めるんであれば、その問題は全て解決します。御一考ください。

奥良秀会長 もう1回、中島委員、発言をお願いします。

- 中島好人委員 そもそも、この審議外の発言を持ち出して、どうのというところは、こちらの審議内容とはまた違うんじゃないかと僕は思うんです。 審査会の中で発言があって、審査会の中での問題であったら、そうなんですけども、審査会の中で怪文書という言葉は使っていないということが確認できているわけですから、そこをよそで言ったからとか、書いたとかということを問題にして、それを取り消さなければ、審議に応じないというのは、おかしな問題じゃないかなと思います。
- 樋口晋也参考人 議会内のことですので、あれだったらちょっとお昼の休憩なりして、もう議会内で諮られればいいのかなと思います。私が、議会内の手続論であったり、認識論、運営論に加わるべき立場にありません。 そういう話になる雰囲気が見えるんで、あれだったらちょっとお昼休憩でもいかがかなと思うんですが、提案です。
- 吉永美子委員 参考人にお聞きしたいんですけれども、政治倫理審査会の場でなかったとしても、ちゃんと訂正していただきたいと言われたと思うんですね。発言をしてほしいと。発言がない限りは、今日、参考人として、聞かれることに対して答える意思はないと思ってよろしいですか。本日ということです。
- 樋口晋也参考人 答えるために私は来ました。ですから、真意としては答えたい、そのために私は来ました。私は議員じゃないんで、報酬のない中で、ここに来るのに、今日も2,930円の報酬を頂きました。でも、1万円の日当で5時間、人に仕事を頼んで、出てもらいました。政経ジャー

ナル1枚を発行するに何万円も掛かるわけですよ。時間も掛かる。自分 の仕事を終えて、だから夜に配るんですよ。そうやって積み上げてきた ものを、安易に、大井議員が正しく根拠を言われたわけですが、そうい う根拠も、調べることもせずに、怪文書だと。しかも、その怪文書だと 書いたものが別のものであればともかく、この政倫審に関わる文書なん ですよ。証言の中で私はこれについても発言しますけれども、関連する 一連の中で、政倫審の中にいる方が怪文書だということを言われるとい うのは、私は、どう考えても納得できない。皆さんにとってはちっさな ことなんだろうと思うんですが、しかし、一市民として時間も労力も知 恵もお金も掛けて、体力も掛けて積み上げてきたものを、文書で訂正し ろと言うたら前に進まないから、私は、今日するべき証言をするために 精一杯譲歩して言っているつもりです。少なくとも、全体として共産党 市議団と矢田松夫3名の連名におけることについてだから、全面的に取 下げはできないけれども、政倫審のメンバーである中島委員個人として は、これを改めるという、そこが私のぎりぎりの落としどころとして、 前に進みたいと思っています。吉永委員に直接的な御返事にならなくて 申し訳ないんですけど、答えないというよりも、答えるために来たんで、 そこの落としどころは模索していただきたいというのが私の思いです。

奥良秀会長 吉永副会長よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) それでは 休憩に入りたいと思います。今から休憩を取りまして、1時半から再開 したいと思います。よろしくお願いします。

午後 0 時 2 2 分 休憩 午後 1 時 3 0 分 再開

奥良秀会長 皆様お疲れ様です。それでは、休憩を解きまして、審査会を再開 させていただきます。午前中の審査の中で、怪文書という言葉がある内 容では、今の審議ができないということがありました。その中で、どの ようにしていくかという流れの中で、委員からの発言を求めます。

- 中島好人委員 当初、8月号においては、住所とか電話番号がないということの判断の中で、怪文書であると判断しておりました。この委員会の中では、怪文書の発言はありませんでしたけども、ほかのところで、そういう発言というか、文書等があったというのが確認できました。審査の中では、大井委員が山口県の政治団体に収支報告も毎年出されている政治団体の機関誌だと認識しているという発言もありました。私もその辺ところを確認しましたんで、怪文書ではないと認識を新たにしました。
- 奥良秀委員 ただいま怪文書ではないと認識されたということで、参考人にお かれましては、今から政経ジャーナルにつきましての審査に入らせてい ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 樋口晋也参考人 よろしくお願いいたします。
- 奥良秀会長 先ほど来から、ずっと中断しておりましたが、記事の掲載について て一連の流れについて、御説明をよろしくお願いいたします。
- 樋口晋也参考人 記事の中身についてあまり詳しくは触れません。一応書いておることが私は事実という前提で記載しております。一連の私の行動の流れを申し上げたいと思います。まず私は、最初に目にしたのが、8月23日の山口新聞の「不適切な会計処理か、当時会長の市議、業務上横領疑い、政倫審設置要求」と。何じゃということで見たら、これが森山議員のことであったと。「はっ」と。最初は知らんところでこんなことをしよったのか。人によって個人差はあるんでしょうけど、業務上横領と書いていると、これはもう何かあったんだな、事件があったんだと私は認識したんですよ。これは大事になるでと思ったのが始まりです。調べたら、元請求代表者であるということが分かりましたので、まず、話に行ってみようと。森山議員がもし、これが事実であれば、こいつはち

よっと議会に置いとく人材ではないぞと。これは当然、議員辞職勧告決 議であったり、除名であったり、自らが辞めるかは別としても、そうい うような疑いがあると。当初、別件で僕は詳しくは全く知らなかったん だけども、何か森山議員がいろいろあったと。しかし、脇が甘くてねえ というような話で、しかし問題は落ちついたんだけどねということは耳 にしたことがあったんです。僕も別に終わった話だから興味なくて、ほ っておいたら、この記事が出たから、それと関係しているのかどうかは、 僕には分からないけれども、何かこれ事件が起きたんかというのが第一 印象です。しかし、警察が動いた形跡も全く何もないんですよ。そうし たらこのマスコミの表現は何かと。マスコミは当然、元請求代表者が発 した言葉だから書いたと私は捉えて、元請求代表者のところに行ってみ ようというところがあったんです。政経ジャーナルの8月号外の1、2、 3がそういう意味です。これに端を発して、実際に元請求代表者のとこ ろに伺って、夕方4時半ぐらいに行ったかな、正確な時間じゃないんで すけど、そのときは、どなたもいらっしゃらなくて、17時半前ぐらい だったと思います。ちょっとそこは正確じゃないんですが、伺ったらち ょうど帰ってこられて、奥さんは御自宅にいらして、ちょうど元請求代 表者が帰ってこられたので、私は名刺を出して、政経ジャーナルと言っ てもなかなか知名度もないと思ったので、私のこれまで出した公衛社の 関連の記事なんかを持って、政経フォーラムの名刺を出して、元請求代 表者に、「実は新聞を見たんです」と。「森山議員のことについて話を 聞かしてもらいたい」と言ったら、「どうぞ」ということで、家に上げ ていただいて、いろいろお話をお聞きしました。そうしたところ、元請 求代表者のお話は、この18万7,000円のこと。金額のこと、その 前に〇〇〇〇〇の積立金のこと。積立金のことを一番に言われました。 こういうことをしておって流用の疑いがある、流用という言葉は使われ なかったかな、不穏な形でやっていることがあるんだと。通帳とかを見 せていただいた。その後に帳簿類のうんぬんというのがあったんですが、 18万7,000円の領収書の名前は申しませんが、何たら組という工 事の領収書があったんですけど、それが決算書と突き合わせてみても合 わなかったんですよ。「確かに合いませんね」と。「これは、おかしい わ」という話で、これはしっかり森山君に対して確認する必要があると。 状況によって、それでごたごたやるんだったら、元請求代表者の方に、 「いや、そんときには、僕も一緒にやりますよ、戦いますよ」と。それ は見逃すわけにはいかんと、市議会にそんな人間を置いておくわけにい かんかなというようなことで、話をしておりました。その2点だったん ですよ、最初。その2点でずっと話をしよって、そこで、僕はふと元請 求代表者の方に、「この業務上横領って、これはちょっと乱暴過ぎませ んか」という話のやり取りがあったんです。これは森山君の問題は問題 としてしっかり解決する必要がある。ここには書いていますが。それと は別に、こういう市民の権力の乱用と取られるような表現というのはい かがなもんかと思うけど、あなたはどう思われますかと、おかしいんじ ゃないですかということを言ったら、こちらに書いてあるような証言が あったわけです。矢田議員の名前が出てきたと。「私は書いていない」 と言われるんですよ。それで、中島議員は家に行かれたことがあるんで すか。ないんやろうな。玄関のすぐ横に縁があって、縁のところに座敷 が2間続いてある。そこに通されたんですけど、その一番奥の部屋が、 その方のデスク関係があって、これはあなたが書いたんじゃなくて、い やいや、矢田さんが書いたって、こういう言葉は使ってないんですかと 言ったら、一切使っていないよと、僕は一切使っていませんということ をおっしゃるわけですよ。調査請求書に業務上横領疑いというのが出て いるんじゃないんですかと。僕はそのときに業務上横領疑いという調査 請求書が出ていると思ったんです。なぜなら、マスコミがこの言葉を使 うということは、どっかに根拠がなかったら、この言葉を使うわけがな いから。その方に調査請求書には業務上横領疑いという言葉がないんで すかと言ったんですよ。自分はどうこうというから。矢田さんの名前が 出る前だ、ごめんなさい。私は一切そんな言葉を使っていないと言うて やから、念のため、調査請求書の控えがあれば確認させていただきたい という話を言ったんですよ。思い出したように、今日の朝、議会事務局 で控えをもらってきたんですよと言って、A4の用紙1枚を、二つ折り

にした状態で、この状態で裸で自分のデスクの方へ取りに行かれて、そ れで、僕に、はいどうぞと何のくったくもない、何の違和感もない状況 で、どうぞと僕にくれたんです。本当にないんだろうなと開いて上から 見ていって、森山喜久議員が対象議員であるとかというようなことがあ ったところに、「業務上横領容疑」という言葉があったんですよ。「い やいや何言っているんですか」と、「書いてあるじゃないですか」と。 そうしたら、「いや、私は1回もそういう言葉は使っていない」と、「言 ったことはないって言われるけど、書いてあるじゃないですか」と。「い や、何を言いよってんですか」と、僕は訳が分からなくなった。それで、 どういうことですかと言ったら、「いや、私は書いていない」、私は作 っていない。いやいや、あなたが1人でかぶられるんであれば、でも、 あなたの名前、印鑑があるんだから、このままだったら、あなたがこう いうやり方で調査請求書を提出したということで僕はそれを事実として 書くしかないですよという話をした。だから、そこは腹を決めてないと しようがないですよ。もうあなたのお名前で出ているんだから、僕とし ては事実として捉えざるを得ないので、これを出させてもらいます。た だ、あなたのことと森山君のことは全く別の問題だから、それはそれで 僕は、聞き取りをさせてもらいますという話をしておったら、「ちょっ と待て」と。「矢田」と言われたので、「えっ」と言ったら、「矢田松 夫」と。「市議会議員の矢田松夫さんですか」と言ったら、「そう」と。 何でですかという話をしたら、困っちょって、人に紹介されたと。そう したら、矢田松夫さんが、この政倫審の案を出してくれたと。僕はそこ で、いやちょっとおかしいねと。率直に僕の意見をたしか言ったと思う んです。普通だったら、同僚の議員でおって、例えば奥会長が、藤岡議 員に何かこんな話があって相談に来たら、藤岡議員あんたどうなのかと いう、議員同士でそういうことをちゃんと速やかに解決するために動く のが、議員だろうと僕は勝手にイメージを持っていましたから、すごく 違和感を覚えました。そこで、これってちょっと問題ですよと。悪意が あったかどうか僕は知らんけれども、結局、あなたが知らないことをい いことに、政倫審に掛けようというような形になるじゃないですかとい

うようなやり取りがいろいろあったんです。もしかしたら前後があるか もしれないんですけどね。そのときに、その方は、「でも、これを取り 下げたら、もう森山君からのお金の回収は諦めにゃいけんのですよね」 と。「いやいや、諦める必要ないですよ」と。その会は取り返すとか取 り返さんとかの場じゃないんですと。取り返す方法は、本当にそれが問 題なら警察に言うべきですよと。会計の監査の人たちに迷惑を掛けると かと言うけど、それはやっぱり監査の人たちの責任もあるんじゃないの というような話も、2回目のときだったかな、ごめんなさい、1回目の ときかは正確じゃないんですが、そういうようないろんなやり取りをす る中で、僕は、これは早急に、議員による市民を利用した政争の具にし たんだと僕は捉えました。そういう話をしているうちに、話合いでどう にかならんのですかと聞いたら、いろんな森山君とのやり取りを出され てきて、感情論になっているなというイメージを持ちました。何とまあ というのは率直に思ったところなんですけども、これって話合いでどう にかならんのですかと。なら、矢田議員が政倫審をやればいいんだとい うことで、いや、でも政倫審で取り返せないという話はなかったんです かと言ったら、いや別にそういう話はなかったと。矢田議員の証言でも ありましたが、これでは取り返せませんよという話はなかったようです。 矢田議員の言われる、そこは恐らく本当なのかなあと。ただし、取り返 せるとも言ってない。しかし、私は、その方の意見を聞いていて、この 人はもう積立金の回収はもう済んだことだから、もういいんだというニ ュアンスで、これはこれで気に食わんのだけれども、坊主に憎けりゃ袈 裟まで憎いという感情論の部分が恐らくあったんだろうと想像していま す。でも、その方は、そういう言い方で最初に積立金のことを言われた んだけれども、結果、もう戻ってきているから、もういいというような 発言だったんです。問題は、自治会の会員みんなで集めたお金の18万 7,000円は絶対に返してもらわないと困るんだというようなお話だ ったんですよ。それで、いやいや、それが事実であれば取り返さないと いけませんよねと。取り返しましょうという話をしたんです。ただ、そ れが政倫審、いやいや、元請求代表者の真意を本当に聞いとったんです

かと。そして、13年ですか、議事録に残っていますが、元請求代表者 とのお付き合いが13年とかというような付き合いだと。僕は、元請求 代表者と話をしているときに、会社名と個人名は言いませんが、S社の Hさんに困っているけど誰か知恵を貸してもらえんか、力を貸してもら えんかとお願いしたら、矢田松夫さんに言ってくれて、紹介していただ いたと。要するに今年の話なんですよ。それまで、元請求代表者のあな たは、矢田さんとお付き合いなかったんですかということを聞いたら、 市議会議員として知ってはおるよと。でも、信頼関係があると言われて いますが、いやいや、もう縁を切るしかないでしょう、こんな人という ような発言です。だから、全く信頼関係という言葉で、政倫審が僕はす ごく誘導されている印象を受けました。ごめんなさい、事実関係ですね。 だから本当の問題点とはということで、この1号を出したわけです。今 後もちょっと関連してくるようになると思いますので、ちょっと説明を 続けさせていただいていいですか。一連の流れの中で、中島議員の8月 29日、山田議員と一緒に髙松議長に政倫審請求の取下げをめぐる一連 の事態についての申入れを行ったということで、フェイスブックをプリ ントしたものです。山田議員の山楽日記と下界通信と、上界にいらっし ゃるお偉い方なんで、下界の通信が書いてあるそうなんですが、ここに も取下げについての意見書、申入書を渡したということが書いてありま す。僕は、この申入書が出たというのは知らなかったんですよ。僕はこ れを見たから、すぐに議長にアポを取って、それが僕の公開質問状の申 入れに、8月30日のこの記事を僕が見て知ったんだ。そして31日に 僕は議長にアポを取って、こういうのが議長に出ているのは本当かと。 いや、何で知っているのと言うから、いやいや、ここにこうしてフェイ スブックに出ているんだと、フェイスブックとブログに出ていると。議 長は、非公式ではあるでしょうけど、いや、あんたに言うたら面倒くさ いことになりそうだから黙っといたと言われたんですが、中身について は、ここにある写真に出ている原稿と同じ中身かということで、局長も たしか一緒に僕は来てもらったと思っていますが、同席してもらって、 同じ中身だということの確認を取りました。その中身は、私の誹謗中傷、

そして、全て想像に基づく記述があったわけです。もうこの中身につい て今は触れません。これについて、私は、髙松議長に対して公開質問状 ということで、中島、山田両議員に対しての公開質問状を渡しました。 その回答が共産党の2名から出てきました。そして、ここでポイントと なるのは、要するに3人が行動を共にされているということで、どうし ても共産党議員団の2人のことについて触れざるを得ないので申します が、公開質問状への回答の中に、私には取材してないけど、どうやって 書いたんかと。そうしたら、矢田松夫議員に聞いて帰ったから、取材の 必要はないという回答だったんですね。こういうふざけた回答が来たと いうことです。その詳細も配付資料としてあるかと思いますので、見て いただければと思います。そして、10月3日、森山議員の政倫審が始 まって、矢田議員と中島議員の意見陳述が行われた。この号外2に書い てあるんですけれども、この10月3日の月曜日って、もう1か月前に、 元請求代表者の方と手打ちが終わっているんですよ。なのに、この政倫 審で、御存じなかったのか、御存じだったら何を根拠にやっているのか、 意味が分からないというのがこの号外2です。そして、そこに付随して、 10月2日に市民の会が立ち上げられています。皆さん御承知の市議会 の正常化を求める市民の会が3人の議員が主導して、矢田松夫、中島好 人、山田伸幸、これは全て市議会議員の肩書で配布されて、集められて います。1番に書いてあるのは森山問題の真相を究明するということが 掲げられているんです。議会正常化ということも書いてあるんですけれ ども。要するに、茶番劇が続けられていた印象なんですよ。森山議員の 政倫審が開かれているけど、実際にはもう元請求代表者が、それは解決 したんだと、解決の手続を取られているという事実で、そこのところは 甚だ疑問だというところがありました。そういうようなことを書いてい る中で、日本共産党の2名の議員団から、脅迫状を3通頂いております。 そういうような状況で、一市民がこういう脅迫を受けないといけないの かという、心外ではありますが、現状としてはそういう状況にあるとい うことです。取りあえず、以上です。

奥良秀会長 政経ジャーナルの説明ということでよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)質疑に入る前に、樋口参考人の発言から、個人情報や申立書の中に使ってほしくないという金額の話もありました。これについて、こちらのほうとしてどうしたらいいでしょうか。

樋口晋也参考人 削除をお願いします。

- 奥良秀会長 ただいま参考人から、削除というお話がありましたが委員の皆さ んはどうでしょうか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしというこ とで削除させていただきます。それでは、審査に入っていきたいと思い ます。
- 中島好人委員 樋口さん、どうも御苦労様です。私としては事実関係を確認していきたいと思っています。政経ジャーナルの8月号、これは元請求代表者の方と森山議員への取材を基に書かれたものですが、矢田議員の取材をせずに書いているわけですね。
- 樋口晋也参考人 元請求代表者から矢田さんを呼びましょうかという話が出ま した。僕は、大変大きな問題だと瞬間的に思いましたので、矢田さんの 意見は僕に言うんじゃなくて、議会で明らかにしてもらうことが筋だと いうことを申し上げました。
- 中島好人委員 確認をまず一つずつ踏んでいきたいと思っているんです。こちらに「黒幕は同僚市議会議員」と赤い色で書かれていますけど、これは 矢田議員のことを具体的に指しておられるんですよね。

樋口晋也参考人 矢田松夫議員で間違いございません。

中島好人委員 もう一つ、裏面に「本当の問題点とは」とありますよね。三段 目に、「市民を守るべき議員が市民の後ろに隠れて糸を引く行為」と、

これを行っているような中身は、これは矢田議員を指しておられるんですよね。

樋口晋也参考人 おっしゃるとおりです。

中島好人委員 事実関係で言っています。樋口さんは矢田議員のことについて は、元請求代表者の取材を基に書いているようですが、先ほどと同じよ うに、矢田議員自身に取材は行ってはいないんですか。

樋口晋也参考人 取材を行っておりません。

中島好人委員 樋口さんは、矢田議員の言い分は聞かないまま、黒幕などとい う記事を書いたということですよね。

樋口晋也参考人 そのとおりです。

中島好人委員 事実関係をずっと聞いています。政経ジャーナル8月号による と、あなたは、取りあえず最初に元請求代表者に取材して、その後に森 山議員に取材をしたということですね。

樋口晋也参考人 そのとおりです。

中島好人委員 ということは、元請求代表者の話を聞く前に、森山議員の話を聞いていないということになるわけですよね。

樋口晋也参考人 この件については、元請求代表者のお宅に伺って、その後、 森山議員に連絡を取りました。しかし、会うことがかなわなくて、その ときには電話で話をしました。電話をして、その日、朝方3時ぐらいに 起きて、この原稿を作りました。朝まで掛けて、5時間ぐらい掛けてで すね、5時間は掛かってないか、失礼。時間はちょっとうそです。夜中 の3時に起きて、時間を掛けてこれを作って、これはもうすぐに表に出す必要があると思ったからですね。しかし、ちょっと待てよと。電話で森山君から聞いただけじゃいかんなと思って。それで、朝6時半から7時ちょっと過ぎまで、電話で聞いたことを前提に原稿を作っておいて、それで、森山議員にその時間、早朝に三、四十分、40分はなかったかもしれないけども、ぐらいの時間会って、この事実に間違いないかという確認をしました。何かあれば、僕は僕なりにあんたと闘うよという前提で話をしたら、「いや、間違いありません」という話だったので、その足で、私は、元請求代表者のところに、あなたから昨日聞いた話ですと、これにもし間違いがあったらいけないんで印刷に回す前に、見せに来たと。読まれて、「間違いありません」ということで、直ちに印刷に回して、速やかに配布したという経緯です。

- 中島好人委員 ありがとうございます。僕はこの事実関係を一つ一つ確認しているんですけども、政経ジャーナル8月号の裏面の上段の中段辺りに、最後にという、本誌はというところにありますけども、元請求代表者に対して、ここには括弧づけでありますが、「〇〇さん、森山議員との関係って、ちょっとしたボタンのかけ違いじゃないですか」とか、ちょっと下にも、「このようなことを荒立てる内容には思いません」と言ったという記載がありますが、このように言われたわけですね。
- 樋口晋也参考人 言葉として、正確に一言一句違わないかと言われると、そこ はちょっと断言はできませんが、このような内容を言われたら、黙って 苦笑いという表現ですけども、少しね、声も出ていたと思います。僕を 見て、「いやあ」という感じで笑われた。
- 中島好人委員 これは文書をそのまま読んでいるわけですから、その辺のニュ アンスはちょっと分かりませんけども、樋口さんが書いた文書を確認し ているわけです。そうすると、あなたはこの森山議員から話を聞いてい ないのに、森山議員の件については、今言ったような評価をしていたと

いうことですよね。

- 樋口晋也参考人 ちょっとタイムテーブルで、どこの段階で僕がそう思ったの かというところを正確にお願いします。
- 中島好人委員 もうちょっと分かりやすく言うと、要するに森山議員に話をする前に、元請求代表者に話をしているわけですよね。そのときに、あなたは「森山さんとの関係は、ちょっとしたボタンの掛け違いじゃないか」とか、「こういう問題は、荒立てるような問題じゃない」ということは、事前にそういうのを評価していて、ですから、元請求代表者にこのようにおっしゃったんですねという確認です。
- 樋口晋也参考人 そこはちょっと違います。当初、僕は最初にこれを見たとき に、森山はやってしもうたなというのが初っ端だったんですよ。だから、 森山は当然、言い訳をするに決まっています。誰でもそうですね、自分 がまずければ言い訳をする。まず、これはやっぱり、元請求代表者のと ころに行って話を聞くのが1番だと。だから、市場問題に取り組んでき た Y フーズの 2, 5 0 0 万円の差入保証金の問題がありました。それで 僕はYフーズに行って聞いたら、なるほどなと、行政が隠していたのか というようなこともありました。具体的に僕は直接飛び込んで、話を聞 くべきだと。臆測で書くわけにはいかないということで行きました。中 島委員の質問で違うのは、最初からそうじゃなくて、話を聞いていて、 元請求代表者は、「森山、このやろう」と感情的に高ぶった時期は間違 いなくあっただろうと想像しています。そういう中で、感情的な部分だ けを自分の中に取り入れて、政倫審に導いていったと私は解釈したんで す。私ごときが、でも、感情の起伏、人間ですから誰でも怒りがあった り、感情的になることがある、そういう流れの中で話をしていて、元請 求代表者と話をしていくと、この方は、最初は勢いがよかったけど、だ んだん落ちついてきて、どうこうと話をしよる中で、何か穏やかに、基 本的に穏やかな方なんですけども、話の中で、あれ、何か最初と勢い違

うなと。ただ、「僕は、自治会の中で集めたこのお金だけは、不足が出ているこのお金だけは、絶対に回収しないといけんと思っているんだ」と、最初のトーンから随分下がっていたんですよ。あれ、それじゃ、ほかのことは解決しているの、しているみたいだなと。元請求代表者は、結局その二つしか僕に言われなかった。積立金についても、最初はずっと言って、疑わしいでしょうというような勢いであったんだけども、でも、もうこれなんかは終わった話だしと、先ほど言ったようなことがあって、最初から、中島委員の質問のように思って行ったんじゃなくて、そういう雰囲気になったから、僕は、結局こうじゃないですかと。

中島好人委員 よく分かりました。ただ、その辺はこの文章だけでは分からなかったんで、今、話されて、元請求代表者の話を聞く中で、そのように感じたということですね、この文面について。分かりました。政経ジャーナルの8月号にしても、10月号にしても、いずれも、森山議員の自治会の積立金の保管について、森山議員の説明は不十分とか、説明に疑問が残っているという指摘はしていないわけですね。

樋口晋也参考人 それは、元請求代表者に対してですか。どういうことですか。

中島好人委員 この政経ジャーナルの記事の内容として、そういうところは触れていないわけですね。

樋口晋也参考人 森山議員の問題は、僕は今でも問題だと思っています。それ は政倫審でどうであるかじゃなくて、彼の姿勢には問題があるし、彼の 取扱いには大きな疑義があるし、疑問があるし、そう思われても仕方が ないものだと。逆に、事実を知れば知るほど頭にくる中身です。これが、 政倫審でどうかという話の結論じゃなくて、僕は個人的にそう思ってい ます。ただ、矢田議員にその意思があったかどうかは別として、結果と して、元請求代表者は、「僕は、政治的に利用されただけなんだ」とい うことを僕に言われたんですよ。「政治的に利用されただけなんだ」。 この言葉の意味は、僕はすごく重いと思っていて、要するに人を殺しておいて、殺すつもりはなかったけど、でも、いかんでしょうという話。森山議員の問題は、森山君に言うたら、「いや、必ずきっちり説明できます」と。「なんで、しなかったんか」ということは僕も散々言いましたよ。「おまえの最初からの姿勢の問題じゃないか、とぼけるな」というのを僕は大分きつく言いましたよ。かばう気もくそもない。みんなしばらく口を聞いてやらんでもいいと思いますよ。

- 中島好人委員 もう1点ですけども、僕らは、現金の保管というのは、大切なポイントだと思っていたわけなんですけど、あなたは、森山議員を取材したときに、森山議員の現金保管について、疑問とかいうのは持たなかったんですか。
- 樋口晋也参考人 疑問と思ったのかどうか分かりませんが、ただ、僕も確認をする必要があると思いました。元請求代表者のお宅で、9月4日にお会いする前に、僕は森山君の家に行きました。「お前は、ちゃんと説明できるんか」と。「これは僕が理解できるか、できないかじゃなくて、元請求代表者、そして立会人の方が理解できない中身だったら駄目よ」と。「ちゃんとできるんだな」と言ったら、「できます、します」ということを言うから、「そうか」と。「ところで、お前、金はどこにあったんか」と。結構新しい家なんです。家は売っていないらしいですが、「これは、そのときに建っていた家か、それとも、建て替える前の家なんか」と確認したら、「今のこの家です」と。家に入って、余り具体的には言いませんが、キッチンがあって横に食品の保管庫的なクロークみたいなものがあって、「どこに直しとったのか、その場所に案内せえ」と言いました。そうしたら、その場所に行って、「ここです」と。木箱があったんですよ。政倫審の答弁であったプラスチックのケースは、僕が見たときにはもうなかったです。

中島好人委員ジャーナルの表がちょっと気になるんですけど、「黒幕は同僚

の市議会議員」の枠があるんですよね。この中に「推定無罪な者に対して警察への告発もなく、捜査もない中で、横領違反容疑という表現は、市民に対して、いかにも捜査が進んでいる容疑者であるかのような表現で問題があると考えます」と、「そして、これらは市民の権利の乱用に当たるのではないかと感じています」と、「森山氏の問題とは別に、これは記事として書かせていただくことになります」とありますけども、こういうことを元請求代表者に話をしたというのは事実ですか。

- 樋口晋也参考人 端的にまとめておりますが、間違いなく私は申しました。それは、元請求代表者のお宅に伺うときに、個人の会社員の方から、「森山議員は、逮捕されるんですか、されたんですか。会社の中ですごいうわさになっていますよ。警察の捜査が進まないと、こんな記事は普通出ませんから。樋口さんだったら知っているかと思って」という電話が掛かってきた。「俺は、その確認に行くんよ」ということで、要するにそういうムードが、僕が受け取っただけじゃなくて、市民にも具体的にそういう人たちがいた。蓋を開けてみたら、この元請求代表者が書いたんじゃなくて、この黒幕である矢田議員が書いたという話につながっていったということ。
- 中島好人委員 事実確認ですが、樋口さんが発言した後に、今言われたように、 この後に書かれていますよね。元請求代表者から、「この請求書は私が 作ってはいない」、「黒幕がいるんです」といった発言があったという ことですよね。
- 樋口晋也参考人 正確には黒幕とは言われていなかったと思います。恐らく、 ちょっと記憶ですが、「私にはバックがいるんです」という表現であっ たと思います。ただ、記事を目立たせるために「バック」、いわゆる「黒 幕」だという私の解釈でたしか書いたと記憶しています。

中島好人委員 私のほうからは、ずっと事実確認をさせていただきました。そ

ういうことで事実確認を一つずつやったんで。

奥良秀会長 暫時休憩を取りたいと思います。ただいま2時15分なんで、2 0分まで休憩させていただきます。

午後2時15分 休憩

午後2時20分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。どな たか質疑がある方。

白井健一郎委員 政経ジャーナル8月号外を、何回も自分で読んでいますけれども、再び読ませていただきました。私が言いたいのは、本文に当たるところから、大きなタイトルが、まず「黒幕が存在か」とあります。次に「黒幕は同僚の市議会議員」とありますね。次のページ、裏面に行って、「森山氏を取材」とあります。そして「本当の問題点とは」と四つあるわけです。特に目を引く表面の二つに対して、「黒幕」という表現が入っているんですよね。この「黒幕」という言葉は、事実というよりも評価と言ってもいいかもしれません。具体的に言いますと、「本当の問題点とは」と裏面のところにも書いてあるんですが、「市民を守るべき議員が市民の後ろに隠れて糸を引く行為」、こういうことを「黒幕」と言っていると思うんですけど、(発言する者あり)違いますか。ちょっと追加させてください。「黒幕」という言葉を元請求代表者が直接使ったわけじゃないという発言が明確にありました。つまり、これは、参考人が作られた言葉なんですね。

樋口晋也参考人 はい、そうです。

白井健一郎委員のまり、この「黒幕」という言葉の与えるイメージ、印象と

いうのが、人の評価を相当程度下げる、かなりどぎつい表現だと私は言っているんです。これを、この政経ジャーナルの8月号外で繰り返し使うことによって、かなり印象操作が行われる文面であることは間違いないと思うんですよね。そこのところはどうでしょうか。

- 樋口晋也参考人 白井委員は、少し勘違いしているのかなと思います。それは何か。「黒幕」という優しい言葉で済んでいる。僕が言っているのは、結果論ですよ。矢田議員にその意識があったかどうかは別として、結果として、政治的に利用されたと本人が言うような手法を主導されてやって、話をしたら、「えっ、そうなんですか」というような状況に元請求代表者がなるような、要するに最後のページの本当の問題点として、市民を守る議員が市民の後ろに隠れて糸を引く行為をやる人間は、卑劣でとんでもない人間で、議員の資格なんてとんでもない話ですよということを、私はささやかに「黒幕」という表現で抑えているのであって、どちらが問題なのかといったら「黒幕」という言葉なんて屁みたいな話だと僕は思っています。
- 白井健一郎委員 ということは、具体的にいろんな事実を御存じの参考人としては、例えば矢田議員は、どのくらいの違法性の大きさ、強さといいますか、悪さの程度は、どの程度だとお思いになりますか。
- 樋口晋也参考人 質問の意図の確認のために会長に聞かせていただきたいんですけども、要するにこれは結論を、樋口、お前はどこに持っていきたい、どれだけの罪だと思っているのかという量刑について、量刑という言葉はちょっと違うのかもしれないけど、それを僕が言うことで、皆さんにとって、それよりも上か下か同じかという判断基準のある発言を僕がしていいのかどうか、よければしますが、その辺はどうなんですか。
- 白井健一郎委員 政倫審という手法を使ったからには、(発言する者あり)この場はそうなんですけれども、幾つかあるそうです。私は初めてなので

存じませんが、厳重注意ですか、あと、とにかく議会での謝罪とかある みたいですが、それでは全然足りないんだ、この政倫審という手法は間 違っているとお考えですか。

- 樋口晋也参考人 まず、白井委員、1年生議員とか関係なく、条文ぐらいは読まれておくべきだと思います。これは、すみません、余計な発言でした。この中に収まるか収まらないか、政倫審の皆さんが答えを出す話じゃないんですか。僕が出していいんなら、それで判決文を僕が作ってきたら、皆さんそれに従うんですか。そんな話じゃない。やっぱり、重要な問題だから、市民を巻き添えにして、こんな重大な問題が起きている。それをどう裁くのか、取りあえず、まずは政倫審で事実関係を明らかにしようというのがお三方。要するに広く流布されている中身ですから、この流布されているのが事実か否かということは、重大な問題であるという捉え方をされている。だから、どちらであっても、しっかりとした答えが必要だ。しかし、それを審査するのは、期間がなかなかないし、百条というわけにもいかないから、もしも事実であれば、政治倫理に関わる大きな問題であろうということで、私に聞き取りをされた上で、中岡議員は変わられましたが、3名の方が出されたということです。正にそれこそが皆さん方の職務であると理解しております。
- 奥良秀会長 今、政経ジャーナルの内容について、事実の確認、積み上げをしておりますので、量刑うんぬんの話は、今はしないようにしてください。
- 白井健一郎委員 ちょっと今のに反論したいんですけど、そういうことなので、 省略します。(発言する者あり)いいんですか。私は、政経ジャーナル の書き手としてのあなたの責任を問うているわけです。
- 樋口晋也参考人 書き手としての責任、ずっと僕は事実を積み上げて書いてき ている。もちろん表現が適切じゃないという御指摘はあるでしょう。そ れは個々にいろいろ御意見もあるでしょう。品位のない僕であっても、

真実は一つ。

- 白井健一郎委員 「黒幕」という言葉は、事実じゃないんですよ、評価なんで すよ。だから「黒幕」という言葉を使ったあなたの責任はあるわけです よ。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 審査会で参考人を招致していますけど、議員側に一つお話です。詰問調というか、そういう言い方を余りされないようにしたほうがよろしいかと思います。実際、参考人に質疑をするためにお呼びしていますので、そこを皆さん、会長もさばいていただけたらと思います。
- 奥良秀会長 分かりました。委員の皆さんは、そういう質疑で行うようにして ください。
- 宮本政志委員 奥会長、あなたの審査会の進め方の運営に問題があるんよ。先ほど、私が手を挙げた後に事務局が手を挙げた。今、事務局を優先して当てたよね。私は、白井委員の質疑に関してどうこうというのは言えないと思う。つまり、午前中も言ったけど、明確にこのこと、このこと、このこと、このことで羅列して、これは触れたらいけません、いいですということはないんだから、白井委員だって、どの辺りがラインとか、範囲とか分からないから質疑するわけ。僕らもそうよ。ただ、それに対して、質疑の内容、あるいは質疑の方法とかいったものを全て加味して、質疑として、参考人にそのまま届けて、そして参考人にそれの答弁をしてもらうかどうかの判断というのは、的確に会長にしてもらわんと、ずっと黙って、ずっとでしょう。先ほど手を挙げても、引き続き白井委員がずっと手を挙げていたから、それで優先した。次はあれやと。もう少し会長、ちゃんとした運営をしてもらわんと、この会がぐちゃぐちゃになりますよ。

- 奥良秀会長 分かりました。適正な運営に努めてまいります。
- 白井健一郎委員 政経ジャーナルの10月号外2ですけど、この裏の右のほうですけど、「ゴキブリの様相」とありますよね。この表現について正しいと思われますか。
- 奥良秀会長 この場は事実確認の場でありますので、その文言一つ一つについて、どうかというのは、控えていただきたいと思います。今、参考人が手を挙げられましたので、どうぞ。
- 樋口晋也参考人 日本共産党も議長への申入れの中で、私がうそつきでというような感じで受け止めるような内容が多々あるわけですけれども、そう見えたという話で、それと、もう一つ肝腎なことは、僕は、矢田議員の行ったことが、政治倫理に引っかかるんではないかということで題材として取り上げられて、調査請求書が出た参考人として来ています。日本共産党市議団が「ゴキブリの様相」であるかどうかが、どう関連しているのか、具体的に教えていただきたい。
- 奥良秀会長 今回は、政経ジャーナルの事実確認を今しておりますので、その ように進めていただいてよろしいですか。
- 白井健一郎委員 事実かどうかというのも確かに大切なんですけど、私が今日の午前中から言っているように、どういう表現方法で、どういう言葉を使って言うのかというのは、政経ジャーナル、いろんな新聞とかマスコミの評価に強く直結することだと思うんですよ。(発言する者あり)評価というのは、何回も繰り返し言っているように、この政経ジャーナルが、今回の政倫審立ち上げの添付書類として、唯一といっていいほどの書類として、付け加えられている。それだけの価値があるものなのか。価値というのは、その信ぴょう性の問題ですよね。信ぴょう性というのは事実だけを見ればいいものじゃないんですよ。やっぱり評価として、

ここにも書かれています。下品なとか上品なという言葉をよくお使いになりますけど、正に下品な言葉を使うということは、証拠価値を落とすんですよね。そう思いませんか。こういう場があって、汚い言葉を羅列した文書が証拠価値としてあると思いますかということなんですよ。その点について、この表現がどうなのか。この「ゴキブリの様相」という表現があり得るのかという話なんですよ。私はないと思っています。これはなしだと思います。

- 奥良秀会長 今回、この審査会では、こちらの文書の信ぴょう性について、調べていきましょうということで、本日、樋口参考人をお呼びして、意見を聞いております。
- 宮本政志委員 白井委員が言われたことと私は全く違う意見で、事実が表現の 方法によって、結果が変わるということはありませんよ。だから事実の 積み重ねをした。そしてこの内容がどうだったのか。それが明らかになった。そしてその後に、こういうような不適切まではいかないけど、こ ういう表現というのはどうなもんなのかなという一議員の疑問でしょう。 それをこの場で、だからどうかとか、もうそんな言葉を使うなとかとい うのも少し違うんで、ここはあくまで事実の積み重ねだから、表現によって出てきた事実の結果が変わることはないんよ。つまり、上品な言葉 ばっかり使えば、うそが真になるんですか。下品な言葉を使ったら、事 実だけど事実が全部違ったこと、うそになるんですかという話だから、 その辺りはもう聞かないで、どんどんどんどんほかに進めてください。
- 奥良秀会長 白井委員、ここは、あくまで審査会の場で、審査会を行っており ますので、ここは警察とか司法の場ではございません。そういう発言は、

言わないで、訂正していただきたいと思います。

宮本政志委員 事務局、先ほどの白井議員の発言を暫時休憩して、確認してほしい。参考人に対して、これは参考人だからとかじゃなくて、一般市民の方、あるいは他人に対して、はっきり罪名を言っていないか。例えば、可能性がとか、そういうふうに取られる、可能性も秘めていますよという言い方と、断言して、あなたはこういう犯罪者ですよみたいな断言があったら怖いんで、もし、そうだったら大変な問題になりますから、すぐにでも削除しないといけません。会長、申し訳ない、一旦ここを精査しないと大きな問題が残りますよ。

奥良秀会長 暫時休憩させていただきます。

午後2時40分 開会

## 午後2時50分 開会

- 奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開させていただきま す。先ほど、不規則な発言がありましたので、こちらの訂正をお願いし たいとは思うんですが、取消しを白井委員いかがでしょうか。

奥良秀会長 分かりました。もう一度すみません。

- 奥良秀会長 事務局に確認させていただきます。今、白井委員から、言葉の訂正がありました。こちらについては、どのようにしたらよろしいでしょうか。今、白井委員から最初の言葉と、その次に付け加えて、断定ではなくて可能性という言葉がありました。それについて、訂正することができるんですか。
- 島津議会事務局次長 訂正は、委員長の許可で、この場合は会長の許可で大丈 夫です。

奥良秀会長 分かりました。

島津議会事務局次長 先ほどの白井委員は訂正ということでしたので、取消し ではないですから、前の発言は残って、後刻発言が訂正されたというこ とになります。

- 奥良秀会長 ということは、訂正ではなくて、削除したほうがよろしいと思いますので、削除する方向に進ませていただいても、白井委員よろしいで すか。
- 島津議会事務局次長 本人の申出がある場合は会に諮って会が決めます。会が 委任した場合は会長が対処します。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 明らかに不穏当と認められる場合は、会長職権で、今日の会議を閉じていないのでできます。そこに疑念がある場合は、留保されるのが一般的だと思います。今は御本人が取消しという意思を出しているので、島津が説明したとおりです。
- 奥良秀会長 今の内容ですと、明らかによくない不穏当発言だと私としては思いますので、削除させていただきます。よろしいでしょうか。取消しです。
- 奥良秀会長 ちょっと意味が分からないんですが。
- 奥良秀会長 ただ、ここは司法の場ではないので、罪についての断定というの は、委員ではできないと思います。そこについては会長の判断として、

不適切な発言ということで削除ということでさせていただきたいと思いますが、白井委員よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)よろしいということなので、訂正させていただきたいと思います。

樋口晋也参考人 ちょっと確認させてください。この3行ともが削除ですか。

奥良秀会長 3行ともという話がありましたが、私としましては、3行とも不 適切であると考えておりますので、取消しということにさせていただき たいと思います。

宮本政志委員 流れ見よったら、白井委員は、ここの何々に当たる可能性のある表現ですと変更したいと言われたわけですよね。そうすると、例えばこの3行を全て取り消して、そして新たに今のような可能性があるという言葉も付け加えて、白井委員にもう一度意見として述べさせるのか、あるいは、表の1行、「○○○」から最後の「○○○」の間に「可能性」という言葉をあえてまた入れて発言させるのか。その辺りをしないと、先ほど白井委員は訂正、つまり変えてくれって言われたんだから、全て取り消してそのままでいいですということで白井委員がいいというんであれば、もう3行全て取消しでもいいけど、その辺りは慎重に行かないと、白井委員のこの発言そのもの、言論の自由そのものを会長権限で全て取り消したことになると、これまた問題をはらみます。白井委員が本当にそれで、全てもう取消しでいいという前提で、全て取消しということを諮ったほうがいいんじゃないですか。

奥良秀会長 白井委員にお聞きしますが、この3行を全て取消しということで よろしいでしょうか。

白井健一郎委員 はい、いろいろ考えた結果、全て取り消します。

奥良秀会長 ほかに質疑のある方はいらっしゃるでしょうか。

- 吉永美子副会長 14日に矢田議員に参考人として来ていただいたときに言われているのが、矢田参考人はM議員と言われたのでそのまま読みますが、「ここに元請求代表者宛てに、M議員から内容証明郵便があります。その中にも、元請求代表者が役員会で、横領だと言ったという記載の事実もあります」ということなんです。先ほど、樋口参考人から御発言があったのが、「業務上横領容疑ということは一度も使っていない」と、元請求代表者が言われたということなんですが、この矢田松夫参考人の発言については、どのように感じておられますか。
- 奥良秀会長 本日、政経ジャーナルのことについてのことであって、この中に は、内容証明郵便のことは書いてありませんが、もし答えられるんであ れば。
- 樋口晋也参考人 私もそれをテープで聞いたのか、ここに聞きに来たのか、ちょっと忘れましたが、聞きました。あのときの言葉は、僕のニュアンスは、これは元請求代表者が言ったんではなくて、10人ぐらいが公会堂に集まって説明をしたというような供述がありました。その中で、元請求代表者が言ったかのように取れる発言でしたけど、それは断定的にそうじゃなかった。だから恐らく、これは矢田議員の言い回しの問題でそう取られたんではなかろうかと私は解釈しています。
- 奥良秀会長 ということは、矢田議員が、こういうふうに思ったんじゃないか ということで、発言されたということでよろしいでしょうか。
- 樋口晋也参考人 矢田議員が思ったというよりも、矢田議員の表現がそう取れるような発言に聞こえたんではなかろうかと、この場で。ちょっと僕は、微妙に「ん」と思いながら、どっちにも取れそうだなというような気がしたんですよ。解釈は人それぞれなんで分かりませんが、矢田議員がうそをついたとかという話じゃなくて、そう取られるような、取られそう

だなと僕が危惧するような表現だったことを記憶しています。

奥良秀会長 それは、矢田議員がそういうふうな発言だったということですね。

- 伊場勇委員 政経ジャーナルには載っていないことで、樋口参考人から言われ た「政治的に利用されただけなんだ」と元請求代表者がおっしゃられた というのは、すごい問題だと思うんですよ。政治的に自分は利用された という方の思いは、もう計り知れない様々な思いが御本人にはあるんだ ろうなと思います。まず具体的に、業務上横領違反容疑という言葉も、 自分は使っていないとおっしゃっていたようですよね。よく理解してい なかったということなんですけども、その辺は、取材されて聞かれたと 思います。どういうふうに理解していなかったのか。具体的に矢田議員 が請求書を作った、説明はあった、けれども私はサインしただけで中身 を見ていなかったと。作った本人は議員なわけですよ。本人はサインを しているけれども、中身の確認がちゃんとできていなかった。ただ、そ こに、確認する時間があったんじゃないのかなと思いますし、そこでも ちゃんとよく理解できていなかったということは、すごく問題だと思う んですよ。だから、それについて取材されたことで、肌感覚でもいいで すし、もし言われたことがあったのであれば、その辺についても、聞き たいんですけども。
- 樋口晋也参考人 なかなかちょっと漠然としている部分があって、どこからという部分があるんですが、元請求代表者とお話をしている中で、矢田議員は、取り下げた理由を健康上と言われていました。元請求代表者は御夫婦でウオーキングをされています。そして夕方に行くと、2人でトリスのハイボールの燗、それを縁側で2人で飲まれている。「樋口さん、あんたも飲んでいかんかね」と言って、「いや、僕は車なんで」と言って我慢したんですが、健康の理由なんて言われていますねと言うと、「いや、意味が分からんなあ」と。元請求代表者から、「僕が取り下げたのは、三つ理由があるんですよ」と言われたんです。僕は仲裁を頼まれた

んですよね、お会いしたときに。正式に頼まれたのは、その後ですけど、 そういうような話が出ていました。「状況によってはしようがないんか な。でも、実際には弁護士といった適任者がいらっしゃいますよ」とい う話はちょっとしたんですけども、僕が間に入ってもいいよというよう な回答をしたんで、それで、解決の糸口が見えたなということが取り下 げた理由の一つ目と。順番はちょっと違うかもしれない。二つ目が、政 治的に利用されていたんだという、伊場議員からの質問にあった。そう いうことなんかということの怒りがあったということ。そのときに頻繁 に、「もう僕も疲れました」ということを言われていたんです。それを、 矢田議員がもしかしたら病気ということに置き換えられたのか、そこは 分かりません。三つ目は、ちょっと個人を特定できないように、性別も 含めて言いませんが、あるペアの2人が署名運動を一緒にされていたん ですよ、元請求代表者と一緒にですね。一緒にやっていて、いよいよ議 長に届け出る前か後か、ちょっとこれは僕は正確に把握していませんが、 そのときに、「私1人じゃ、この政倫審に出るのも不安だし、あなたた ちお2人も一緒に出てほしい」ということを元請求代表者が言ったら、 「いや、それはあんたが1人でやってくれ」とぽんと突き放されたたと。 それで、「これだけ汗かいて、倒れるような思いをしてやったのに、結 局何か、ここまで来たら俺に1人で全部やれと言うんか」というんで、 嫌気が指していたと。ちょうどそこに僕が行ったとか、いろんな偶然が 重なって、「そうしたら、もう樋口さんもそねえして言うし、この話に もう乗ってみよう。それでしかも、それをやっても帰ってこんし、利用 されるだけだったら」という思いから、取り下げたということを、僕に 言われました。これで、回答になったんですかね、ちょっと分かんない ですけど。

奥良秀会長 3点あって、健康面ではないということ、政争の道具に使われていると憤慨されたということ、嫌気が指した、1人でやっていくのはもう疲れたというような発言があったと捉えているということですね。

- 伊場勇委員 その中で、業務上横領違反容疑という言葉が記載されていたけど、 これに対してよく理解できていなかった元請求代表者、なぜそういった ように理解できていなかったのかと、取材の中で思いましたか。
- 樋口晋也参考人 お会いになられたら分かるんですけども、すごく穏やかな人 柄の、とても政倫審の請求を集めてというようなことをやるタイプの方 に全く見えませんでした。穏やかな元請求代表者で、どういうことかい なあと思いながらというのが最初だったんですけども、ずっとこれは終 始、現時点まで僕の印象は何も変わっていないんです。話をしている中 で、矢田さんの名前が出る前の段階で、こういうことがあって、こうい うことがあってね、それで内容証明がうんぬんでとかといろいろある中 で、先ほど来から言っていますように、とにかく自治会の積立金じゃな い18万7,000円の話のほうにウエートが行っていて、とにかくこ れは自治会のみんなのお金なんだから、絶対にこれはちゃんとさせなく てはいけないんだと。「いやいや、それは政倫審じゃ無理ですよ」と僕 は率直に言ったんです。「え、無理なんですか」というようなやり取り があって、「政治倫理条例に基づいて政治倫理審査会というのがありま す」と。それについては、もう名前のとおり政治倫理で、議員としての 品位などといったようなことが求められているんで、そこで、ある意味 ちょっと有罪という言葉を使ったかもしれないんですけども、「有罪と 判決が出たとしても、お金が返ってくるかは別ですよ。何で警察に言う ちゃないんですか」と僕は言うたんですよ。そうしたら、「会計の監査 の人とかに迷惑を掛けるし、もう」というお話があって、ただ、この言 葉というのは問題があるよという先ほど説明したお話を言ったら、「い や、僕は言うとらんし」ということで、「僕にはバックがおるんだ」と いうような話から、矢田議員の名前が出てきた。そこで最終的に、「返 ってこないんなら、やってもしようがないんか」という思いも、恐らく それは元請求代表者には出てきただろうと、これはちょっと想像です。 そういうような流れに行ったときに、「いや、結局返ってこんのですか」 と言われたので、「いや、それは、自主的に返してくると言えば返るん

ですけど、政倫審になったから返ってくるという話とは全く違いますよ」という説明をしました。「いや、全く知らんかった」と。それで、「いや、そういうお話はなかったんですか」と言ったら、「矢田議員から進められたんだけれども、そういう具体的な話はなくて、100名の署名を集めたら政倫審をやればいい、それでやればいい」というアドバイスで、誰か相談に乗ってほしいということで、S社のHさんからの紹介で、矢田松夫さんが来て、「ああ、議員さんが言うんだったら、その方法であればいいんだろう」と勝手に思い込んだんだなと僕は思ったんです。勝手に思い込みましたという発言はなかったですよ、元請求代表者からは。ただ、僕はそう感じとったということです。

- 伊場勇委員 前回、矢田議員に聞き取りしたときに、横領という言葉について は市民から幾度となく出た言葉だから、請求書に私が記載したんだとい うことでした。その認識は、元請求代表者の方はお持ちでしたか、持っ ていませんでしたか。
- 樋口晋也参考人 10人ぐらいで集まった話は、元請求代表者から僕は聞いておりません。それは矢田議員の発言で初めて聞きました。ただ、その方々が使われていないということも、元請求代表者からも僕は聞いていないので、そこはほかの方々が使われたのかな、矢田議員の証言を信頼するならば、使われたのかなあと想像しております。
- 奥良秀会長 どなたが横領という言葉を言われたかは分からないということで よろしいですかね。
- 宮本政志委員 我々が出した調査請求書の事由の内容、1、2、それぞれ重複すると思いますが、まず1に関してです。先ほどから出ています18万7,000円について、これは当時の元請求代表者の方は、森山議員を法的な糾弾というんかな、そういったものを望むんじゃなくて、未回収の金銭があるんなら、それを回収したいと。そちらのほうが、そもそも

の目的であったかどうかというのを確認させてください。

- 奥良秀会長 未回収のお金があったものが回収できるようにというのが本願だ ったのかということですね。
- 樋口晋也参考人 僕と元請求代表者とのお話の中でのその方の発言は、そこに 落ちついて、とにかくこれだけはという執念を感じる発言が最後の辺に もありました。
- 宮本政志委員 我々が出した事由の内容2のほうです。これに少し関係することで、これも重複しますけども、横領という言葉は先ほど伊場委員も言いましたけど、使ったことがないとか、あるいはこの請求書は、私は作っていない、今初めて見た、これは私が作ったものではないというふうなこともあるんですが、この辺りもう少し詳しくお聞きしたいんですよね、詳細をね。つまり、言葉は使っていない、最初の請求書自体も作ってないというのを詳しく教えていただきたい。もし内容を聞かれているんであれば。ただ、その言葉だけを聞かれたんならもう仕方ないけど。
- 樋口晋也参考人 先ほどと少し重複する部分もあるかと思うんですけれども、要するに、めくら判を押したというのは、事実本人がもう認めています。しかし、元請求代表者、これはあなたの責任ですよということは明確に申し上げました。そういう話をしている中で、ちょっと前後を覚えていないんですが、ただ、話があったのは、「署名を1人で集めたんですか」と。僕は署名の話に興味があったので、その話をしたんですよ。「大変やったでしょう」と言ったら、「いや、もうそれは大変だったです」と。ちょうどすごく暑いときだったんですよ、その前って。それで、集めるのに1人じゃないと。いや、協力者がおってと。それが先ほど出ました2人だけなのかどうかは、僕は、人数がどうこうというのは確認していないんで分かりません。それで、もう本当に倒れそうになりながら、でも絶対この金は取り返さんにゃいけん、その執念で、ぶっ倒れそうにな

りながらやりましたよと。全部話した、矢田さんの名前も出た後だな。 それなのに、何なんかと。そして、3人で政倫審を立ち上げられるなら、 何で僕に署名させるのという怒りの発言もあったんですが、そういう一 連の中で、「署名運動をするときに、元請求代表者さん、署名をするの に鑑文書が要るでしょう。これ、持って歩かれたんでしょう」と言った ら、いや、「ノーペーパーで歩いた」と。ちょっと驚いたんですが、要 するに、だからもう大変で、1軒行って話をするのに10分ぐらい時間 を取られるんですと。それで、これを取り返さないといけん、どうこう でというような話で、ノーペーパーで口頭で言って歩いたと。なら、ほ かの2人がどうであったかというのは確認を取れていませんが、恐らく ノーペーパーだったのかなと。要するに政倫審の請求書をそのときに持 って歩いていないんですよ。そういうことから、請求書の中の必要要件 として、政治倫理条例には規定はないんですが、どう考えても常識的に、 いやいや、あなたまずいでしょうと。これに基づいて請求しますとしな いと、それは、元請求代表者さんまずいでしょうという話はしたんです よ。もう取り下げた後だったんですけどね。いやいや違う。矢田さんの 話が出た後、だから、取り下げた後に会った話ではなくて、その日です、 まだ取り下げる前にそういう話が出ました。

宮本政志委員 そうすると、政経ジャーナルの文面の中で少し矛盾を感じていたところが、今半分ぐらい理解できた。つまり、横領という文字に対して物すごい「え」ということが書かれていますし、請求書を作っていないし初めて見たって。でも、私は、署名でいろいろ回られるとき、あるいはここに議長に出しに行かれるときというのは、それを御本人さんが持ってきたであろうから、本人はそれを見る。つまり、見ずに封筒に入れたまんま「はい」と渡すよりも、やっぱり内容というのは目にして渡すものなので、だから、その横領という文字を見て、びっくりされたり、あるいは「えっ、こんなのを作っていないのになあ」と思ったら、そんときにでも出したわけですよね。その辺りが少し矛盾を、これを読んだときに感じたんですけど。その辺りというのは何か御存じですか。

樋口晋也参考人 もう1回お願いしていいですか。

宮本政志委員 だって、請求書は今もこれを見よるんだけど、この請求書は作っていないですよ、これを初めて見ました、これは私が作ったものではないというふうな言葉があって、黒幕は同僚の市議会議員に出ていたり、あるいはその上に、私は横領という言葉はこれまでも一度も使ったことがないよと書いてあるんだけど、取り下げたものに書いていたわけですから、それを議長に提出するときには、それを当然、普通見て渡しますんで、そうすると「これは俺、作ってない」とかとなったりとか、「こんな言葉なんぞ」と言って、それで、その場で「これ、間違いでした。出しません」となる可能性もありますよね。だから、この辺りの矛盾というか、よく分からなかったんで、もしその辺りを説明できればお聞きしたいなと思って。

樋口晋也参考人 明確には説明できません。ただ、宮本委員がおっしゃったように、僕も、いやいや、矢田さんが作ったからって、あなたが持っていったでしょうと。矢田さんが代わりに持っていったんじゃないでしょうと。それなのに見ていないというのはお粗末でしょうと言ったら、いやあみたいな、困ったなあという感じの、要するに、私みたいに関わっている人間が、言われて乗っかったんならしようがねえな、樋口引っ掛けられちょら、馬鹿やのう、利用されたで済むけど、要するにそういう、人間のレベルが低いという意味じゃないですよ、政治的な意識はとても低い方、関心度が低い方だから、そういう知識が全くない方なんですよ。そういう方に、取り返せるとも取り返せないともそういう説明がなしに、アドバイスをお願いし、誰か助けてほしいと言うたら、市議会議員さんが、しかも昔からおって市議会議員さんだから顔は当然知っているおけで、信頼関係があるかないかは別として、そうやって知っている議員さんが助けに来てくれて、こうしたらええよと言われた、そんならそうしようという安易に乗っかったというのが、僕が元請求代表者に会って感

じたことです。これは、印象ですね。確証としては言えないんですけど。

- 宮本政志委員 連動しているんでもう少しお聞きしていきたいんだけど、我々は、事由の内容の1番に持ってきたところがやはり一番重要なんですよ。つまり市民を利用した。そういったことがあるんであれば、私はもう、個人的な感覚ですけど、議員を辞めていただきたいと思いますよ。最悪ですよ、こんな議員が本当におったらね。今の話からすると、取り下げた日とかその前日とかを抜きにして、この時点では人間関係があったんじゃないですかね。取下げとかじゃなくて、一旦出しに来た辺り、その前、署名活動をした辺りというのは、この元請求代表者と矢田議員というのは、物すごい人間関係があったんじゃないですかね。
- 奥良秀会長 矢田議員と元請求代表者の人間的に、人としてのつながりがあったんじゃないかという質問なんです。信頼関係はいかがでしょうか。
- 樋口晋也参考人 信頼関係かどうかというのは僕には分かりません。ただ、短期間の間に、協力してくれるという人間が現れた、しかもそれが市議会議員であると。しかも、古くからいる議員であるというところで、頼るところがなかったというのは現実的にあるので、それが信頼かどうかは分かりませんが、少なくとも頼るべき唯一の存在であった。それが、共産党さんが一緒に行動されているんで、共産党さんにも相談されていたのか、そこのところは僕には分かりませんが、少なくとも僕が24日に伺って、25日の朝に森山君と会って、元請求代表者のところに行って、なら「9時に矢田さんが来ることになっちょる」と。それで、「ああ、そうですか」と。僕はそのときに、その方に言ったのは、「あなたは、矢田さんの言う、1人の言うことを信用してやったために、こんなおかしなことになった、利用された、変な道に入った。僕の言うことも、僕1人の言うことも信じちゃいけんですよ。どっかに誰かに確認をしてください。本当にそれでええんか、確認してください」と僕は言うたんです。「じゃないと、僕が今度はまただましているかもしれませんよ」と

いう話をしたんです。それで、元請求代表者に僕はゲラを持っていきました、印刷前の。それで見てもらって、「いや、そのとおりです」と。「樋口さん、よう書いてくれました」と言うて、この1発目も2発目も言われました。事前に僕は持っていっているんですよ。逆に、「この3人とは二度と会うつもりもないし、もう縁を切るつもりです」と。だから、多分3人誰も直接行けないでしょう。

- 奥良秀会長 ということは、今はもう信頼関係がないような感じで、参考人は 受けられているということでよろしいですか。
- 樋口晋也参考人 今は信頼関係があるかないかというよりも、今は、もうこの 人たちは何だという不信感と、その疑惑というかな、もう何なんだ、こ の議員たちはという表現を僕にはされました。
- 宮本政志委員 だんだん核心に行きよるんですけど、そのとき、まだ信頼関係 があったであろうという時期は、共産党市議団の山田議員、中島議員も 矢田議員と同じように、元請求代表者と接触されたり、あるいは頻繁に 相談に乗ったりとか、その辺りというのは聞かれていますか。
- 樋口晋也参考人 僕は直接聞いておりません。ただ、矢田議員の発言だったか中島議員の発言だったかで、25日の朝、中島議員も一緒に行かれたというような話が、たしか政倫審で出ておったかなと。だから、そのとき初めて会われたのか、それとも何回目だったのかは分かんないんですけど、それ以上の情報は僕にはないです。
- 宮本政志委員 そうすると、もう一つもう少し詳しくお聞きしたい。政治的に 利用されたとおっしゃった、その政治的、こうこうこういうことをこう こうこういうことで、政治的に利用されたということを、もし具体的に 何か聞かれていたら。あるいはそんな具体的なことはなく、その方が、 ただ政治的に私は利用されたんですという言葉のみだったのか。

奥良秀会長 具体的にあったかということなんですが。

- 樋口晋也参考人 具体的な説明はなかったです。ただ、もうあきれたように、「私は政治的に利用されただけですよね」というような、捨てぜりふというほど激しい言い方ではなくて、何かもう、「はあ」というか、「私は政治的に利用されただけですよ」という感じの言い方で、それについて深く会話をすることはありませんでした。
- 宮本政志委員 もう分からなかったらいいです。今、そういう政治的に利用した疑わしき議員というのが共産党市議団のお2人と矢田議員の計3人が絡んでいるんですが、どうも今の話を聞いていると、共産党市議団のお2人は、何かは余り絡んでなくて、矢田議員が言うことを端から端からうのみにして、自分たちは確認をほとんどしていないと。つまり、政治利用したというのは、矢田議員お1人と思われていますか。答えにくかったらいいです。
- 樋口晋也参考人 ここは空想の世界になってしまいます。ただ、元請求代表者 から出たお名前は、矢田議員だけです。ただ、後になって、8月号外2 を持っていったときに、この3人とはもう縁を切るというおっしゃり方をした。そこで一つ僕はちょっと付け加えたいのが、僕のように、先ほど白井委員から御指摘いただいたように、大変下品な人間なんで、僕は 別として、元請求代表者は、本当に真摯な方なんです。だから、僕は、こんなことがあったから、矢田松夫二度と来んなと、矢田さんに僕はそんなことを言っていないと思います。そして、大人だと思います、僕よりね、ずっと。もちろん御年齢もずっと上なんですが、恐らく、「ああ、それかな」というて、「じゃあ、僕はもう取り下げるから」と言うて、なら、「それか」と言って、恐らく終わったんだろうと。要するに、大人の対応をされているのを逆にちょっと利用して、「いや、信頼関係は崩れないんだ」というのは、ちょっと余りにもひどい表現ではなかろう

かな。ちょっと調子に乗ったという表現が適切か分かりませんが、矢田 議員のあの表現は、本人はもう「はっ」と言って、何か鼻でせせら笑う ように、嫌な感じの反応をされました。

- 奥良秀会長 それが樋口参考人が思われていらっしゃる、要は元請求代表者の 受けられた感想ですね。
- 大井淳一朗委員 元請求代表者から出された申立書に、解決済みであるということが書かれてあります。政経ジャーナル10月号外2に、既に解決済みの問題ということがタイトルに書かれて、9月4日に会われて、記事に書かれてあるとおりです。矢田議員はこの事実は知っているけど、当然この中にはいないんで、話は聞いただけだということですが、矢田議員はこの解決済みとは認識していないということを、参考人として来たときの事情聴取で言われました。樋口参考人にお尋ねいたしますが、既に解決済みの問題と記事をまとめられておりますが、差し支えない範囲でこの中身と、解決済みと判断された根拠を教えてください。
- 樋口晋也参考人 まず、事象だけを言えば、当日、僕は森山君のところに行って、現場を見せいということで確認した上で、あとは、御本人と立会人の方が納得できなければ、どういう事情があろうが、もう俺は中身を知らんと。小さなことまで全部僕は聞いていませんので、ただ、納得できないようやったら、もうお前は終わりやけえのというような話をして、ちゃんと話をすればいいということで行きました。元請求代表者の方には、あなたが信頼できる方を1人、立会人として立ててくださいと。その理由は、私が公正中立なジャッジをしなかった場合に、あなた寄りであったり、森山寄りであったり、どちら寄りでもよろしくないと。公正なジャッジ、進行をしているかどうか、できたかどうかを見届ける見届け人を一見届け人と言うたか立会人と言うたかはちょっと忘れましたが、それを1人立ててほしいと。それはあなたが人選されればいいということで、自治会内のある方を連れてこられました。そこで、行きまし

たら、車を置けないので、森山君から聞いて、どっかに車を停車したん ですよ。歩いていくときに、森山君が、「樋口さん、今日はよろしくお 願いします」と。「最初にちょっと私から一言しゃべらせてくれんか」 と言うから、「分かった」と。あとは元請求代表者次第だと。だけど、 一応分かったということで、行って、先ほど言いました縁側のところに 上がって、テーブルが用意されて、いつも畳にぱっと座って話していた んですよ、何もテーブルもなしで。奥さんが冷たい麦茶を出してくれた。 テーブルが置いてあって、私がここにいて、その立会人というか見届け 人の方がいらっしゃって、森山君が居て、その元請求代表者がいらっし やるという状況で、「今日はよろしくお願いします」と言って、「何々 さん、元請求代表者さん、森山君が最初一言言いたいと言っていますが、 どうしましょうか」と言うたら、「どうぞ」と言われたんで促したら、 土下座をされて、それで、僕も取りあえず面を上げいじゃないけども、 言おうかと思ったけど、僕がええよという話じゃないし、困ったなと思 って、こいつも動きゃせんから、なら、元請求代表者が、「いや、森山 君、ええから、ちゃんと分かるように説明してくれ」という話があった。 「元請求代表者さん、じゃあ、何から行きましょうか」と、「一番最初 にありました積立金の話をまずしましょうか」という話をしたら、「い や、結果それはもう終わった話だ。ええ」と。要するに、何も言わない 状況の中で、元請求代表者さん自らが言われた。それで、ずっと僕が言 われていた18万7,000円、元請求代表者がすごくこだわっていた、 要するに自治会の金でこれが足りないんだということ。「では、それに 移ってよろしいですか」と言ったら、「いいです」ということで、それ に移りました。これはきっちり返してもらいたいと思っているんだとい うようなこともその方が言われていて、なら森山君が、こうこうこうで こうですということで、カーブミラーを、家の建て替えか何かがあった か、道路工事やったか何か忘れましたけど、カーブミラーを1回、自治 会で外しているですよ。外して、よその家の敷地に置いていた。それが 何か抜け道であそこを使われるらしくて、カーブミラーがないと危ない というんで、それで森山君が自治会長のときに、工事費用で取り付ける

のにお金を使ったわけです、この金額を。その領収書を紛失していて、 決算に出していないんですよ。ミスの一つ目が、領収書の問題です。そ して、領収書は再発行をした上で添付されて御納得されたと。しかし、 僕も見たんですが、決算書に記述がないわけですよ。「あなた、役所に おって、科目があって細目があって、何に使ったか分からんやないか」 と。「ほんなら、領収書とその金額は、領収書は少ない金額のが一つと、 取付工事の分が含まれた総額が書いてある。その差額があるわけですよ、 18万7,000円ぐらいのね。何でそれが書いていないんか。それが あれば、領収どうなっているのかという話なのに、それさえもちゃんと 細目を付けていないから、自治会長をはじめ皆さん、それを理解できな いから、何かこいつ着服しよんじゃないかという話になったという、だ からすごくこだわっていらしたのが、元請求代表者は、そういうことを なんでよと、逆にあきれて、「分かった、ほんならもうこれで終わりじ ゃ」と。帰り際、立会いいただいた方に対しても、「今日はよかったで しょうか。もし、私のおる前で言いにくければ、元請求代表者の方に、 よろしくなければよろしくないということで言うてください。私は、い つでもやり直します。あるいは僕じゃなくても、もっと適任の方とお話 しされてもいいと思います」ということがありました。それで、もう一 つの大井委員の、なぜ、終わったという結論となったかというところで すが、それ以外のところは、いわゆる感情論で対立関係にあったときの 文書のやり取りで、一応説明は済んでいると。元請求代表者自身が、そ ういう認識を示されました。ただ、やはり150世帯ある全部が納得で きるかというと、できていないんですよ、当然。しかしながら、やっぱ り一つの団体として動いているので、問題提起をした当事者であり、元 請求代表者が、これでよしとするならば、今後、彼自身が説明責任を果 たしていく必要があるんだけれども、しかし、政倫審が始まるというと ころで、このごたごたの中で回りよったら、何か言い訳のために回りよ るんかとか、もう訳が分からんくなるから、「森山君よ、俺も間に入っ た限りは、お前がきっちりやるまで俺はお前から目を離さんよ。政倫審 が終わったら直ちにやれ」という話をして、「では、そうします」とい うことで、そこは私が勝手に言わせてもらっている部分があります。ただ、そのことをまさか御存じじゃなかったとは。何のために10月2日にこういう市民団体を立ち上げるこの3名が、議員がやったのか。決して、お名前は御本人からは出ていないんですが、結局3人、同一行動を取っていらっしゃることから考えると、この市民団体を立ち上げること自体がもう茶番劇のようなものだと。ちょっとすみません余計なことですけど、一応そういう経緯で私は認識いたしました。

- 奥良秀会長 だから、あくまでそういった方々が政争に使われているんじゃないかということですね。今言われたことで、要は積立金においては、もう解決済みですよ、4者会談の中で。あと18万7,000円については、領収書等々の紛失ということで、そういうものを何で早く言ってくれんかったのかということで、和解はされているということですね。(「そうです」と呼ぶ者あり)
- 大井淳一朗委員 それで矢田議員は、中身は言えませんが、会計的にちょっと 問題があるということで、元請求代表者も最初は書かれておりました。 これも含めて解決済みと認識されているんですかね。ちょっとそこを教 えてください。
- 樋口晋也参考人 結論から言えば、そのとおりですということです。要するに ほかに小さなことがいろいろあったんですよ。これは間違いなく森山自 治会長の職務怠慢で、すっとぼけたやり方をやっていた。それが全て原 因だから、政治倫理であるかどうかは別として、一定の罪があると僕は 思っているんです。だから、彼が本当に最後のけじめを取るまでは、僕 は彼から目を離さないし、お前は俺に報告する義務があると言っていま す。答えになりますか。
- 奥良秀会長 今ここで罪という言葉が出ましたけど、罪じゃなくて説明責任と いうようなことでよろしいですかね。 (「はい」と呼ぶ者あり)

藤岡修美委員 18万7,000円が解決したということですけども、ちょっと確認していただきたいのが、元請求代表者が最初の調査請求の署名を集められるときに、矢田議員の18万7,000円が取り返せるという言葉を信じて、この調査請求書を持たずに地域で署名を集めて回った。それは18万7,000円が取り返せるということで、特にこの調査請求書を見せずに、署名を集めて回ったということでいいですか。

奥良秀会長 それは文言が分かるかどうかということで、樋口さんに。

- 樋口晋也参考人 まず18万7,000円が返ってくるという話は矢田議員から恐らくなかったと思われます。返ってこないとも言われていないと思います。ただ、元請求代表者の方は、返ってくると信じていた。だから、取り下げるかどうするかは考えられたらいいじゃないですか。僕が公正という話ではありませんからという話をしたときに、「でも、取り下げたら、樋口さん、このお金はもう諦めんにゃいけんのでしょう」と元請求代表者から言われたから、「いや、それは別の話ですよ」と先ほど言った話につながるということです。
- 伊場勇委員 もう一つの政倫審のときに出ていた資料のことについてなんですが、結局、了解を得ていないということが、申立書が出て発覚したわけですよ。このことについてですが、8月号と10月号外2には、資料のことについては出てないんですが、矢田議員が勝手に使ったんじゃないかと思ってしまうんです。そのことについて、分かる範囲で教えてください。
- 奥良秀会長 勝手に使ったということで、元請求代表者がどう思われているか ということでよろしいですかね。
- 樋口晋也参考人 正しく勝手に使われたということで、憤慨されていらっしゃ

いました。3日の分を僕はここで見たんだったかな、見とって、元請求 代表者の了承を今回出す分で、たしか宮本委員が詳しく聞かれていた記 憶があるんですけども、「了解を得ているのか」と。なら、「いや、得 ているよ」と何かあやふやな、前回の8月22日に出したやつで了解を 得ているからとかいって、あやふやだったのが、最終的にきっちり聞か れたのが8月29日に出した政倫審の資料として了解を取っているのか、 自治会長に了解を取っていると明言されたんですよ。そのことを元請求 代表者に言ったところ、「冗談じゃないですよ。問合せも1本も頂いて おりません」と。「もちろん了解をしてもいないし、言われても了解す る気はありません」と逆に付け足して言われました。了解をする気もな いと。そこで、矢田議員は、8月30日に、「あとは頼む」と言われた と。元請求代表者が、「そんな話があったんですか」と僕は聞いたんで すよ。「いや、それだったら、どうなっているんかな」と僕自身も訳が 分からなくなったから。「何ですか、それ」と。「終わった話を頼む必 要ないじゃないですか。ちょっと意味が分からん」と言って、逆に御本 人は混乱して、「何なんですか、それは。何で僕が頼む必要があるんで すか。終わった話でしょう」という表現をされました。

- 奥良秀会長 分かりました。元請求代表者が憤慨されたということで、終わった話をなぜ出すのかということですね。説明がありました。ほかに委員の方の質疑はあるでしょうか。
- 吉永美子副会長 お手元に、8月30付けで3人の議員から出ております調査 請求書はありますか。この四つについて、考え方を聞こうかと思ったん ですが、宮本委員が触れられたので、この3点目について確認させてい ただきたいと思います。「矢田議員は、政治倫理審査会がどのような機 関であるか認識しているにもかかわらず、さも市民がもともと求めてい た金員の返金が実現できるかのように虚偽の説明をしたことは、その目 的が何であれ市民をだます行為であり政治家として許されないこと」と あるわけなんです。私の認識では、間違っていたらごめんなさい、参考

人として来ていただいたときに4点について述べていただいたんですが、 3番目については特に発言がなかったように思っているんですけど、先 ほどのお話を聞くと、矢田議員は18万7,000については返ってく るとも、返ってこないとも発言されていないようですというお話があっ たので、実現ができるかのような虚偽の説明があったという認識は持っ ておられないということでよろしいですか。この3点目について。

- 樋口晋也参考人 要するに、どちらの話もされていない。要するに無知で、ちょっと表現悪いんですけど、余りその関心も薄い議会、行政に対して、初めて知恵を付けてくれる人が、矢田議員が、市議会議員が現れたということで、その目的は、常識的に考えて、元請求代表者は伝えていると思っています、僕は。「力を貸してくれ」と言うたら「分かった」と。「それなら、どうしたらええか」と。なら、「それは、この政倫審だ」と。要するにそう言われたときに、この政倫審に掛ければお金が返ってくると元請求代表者は思われていた。
- 奥良秀会長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに質疑のある方は いらっしゃるでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいでしょう か。以上で質疑を終了させていただきます。最後に、樋口参考人から、 何か言うことがあれば、お願いします。
- 樋口晋也参考人 先ほど来、ちょくちょく言っているんですけれども、例えば、 市議会の正常化を求める市民の会の結成に、矢田松夫議員が中心なのか 分かりませんが、中島議員、山田議員も関わっていらっしゃいます。そ して政倫審取下げをめぐる一連の事態について、これは議会に資料とし て出ているとおりで、この中には、政経フォーラムの関連のことがいろ いろ書かれております。議長のことについては僕が触れることではない んで置いておきますが、要するにここには、一連のこの出来事について、 大きく関わっていらっしゃることは間違いない事実だと思うんです。こ の複合施設での会合であったり、一連の事態についてのこの文書、中身

が正しいかどうかというのは、また別なんですけれども。そういう意味 では、矢田議員の政倫審を諮る上において、どう共産党議員の2人と関 わり、どう役割分担があったのかということが、ある程度、事実確認を される必要があるんではないか。もちろん、この参考人というのは議会 において決められることですので、あくまでも私の意見具申でございま すが、そういう事実関係を、どう関わって、どこで関わって、そして最 終的に森山議員のものを出すことに至ったか。先ほどの復唱になります が、「僕が署名集めんでも、3人が出すんなら、何で僕にこんな死にそ うな思いをして署名を集めさせるんだ。最初から3人が出してくれれば よかったじゃないか。結局、市民がやったって、結局私を利用しただけ じゃないか」という――政治利用という話は、あの発言は別のときです よ――という論調で、元請求代表者はおっしゃるわけです。そこにはこ の3人、先ほど言いました3人とはもう絶縁だ、絶縁したいと思ってい るんだと。それは、会っても無視するということではないかもしれませ ん。あの方の人柄からすれば。ただ、思いはそういうふうにおっしゃい ました。その最後が10月3日付けで、政経フォーラムの、私の団体で 出した8月号外と10月号外2の記事については、事実なんだと。これ を読んでもらっていますので、しかも発行する前に読んでもらっていま す。その辺を考えれば、ただ、これは、あの方の発言について書いてあ ることは事実だという言質を取っているんで、僕の下品な表現どうこう については関係ないんですよ、あの方は。あの方は上品な方なので。こ の中には僕が誘導したとか迫ったとかあるけど、この人は、ちゃんとし た人格者です。逆に僕の誘導とか、例えば脅迫に近いような、迫って「あ んたがせんにゃこんなことになるよ」そんなことがあったという表現は、 極めて僕はその方に失礼な話だと受け止めています。もう少し人の人格 というものを僕はしっかりちゃんと認めた上でやっていただきたい。お うむ返しで僕もそうなんでしょうけども、そう思っております。

奥良秀会長 ありがとうございます。今、樋口晋也参考人から言われた、要は そういうふうに元請求代表者に対して強い言葉で言ってもいないですし、 自発的にそういうふうに和解になったというような表現でよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)分かりました。それでは、委員の皆様、ほかによろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)樋口さんにおかれましては、一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、また時間を押す中、本審査会に御出席いただき、貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。心から感謝させていただきます。樋口さんから頂いた貴重な御意見などは、今後本審査会で十分に生かしていきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。今から、暫時休憩入りたいと思います。もう一言、先ほど個人情報等の話を削除させていただきますという後に、また、言われた文言等があります。(「削除でお願いします」と呼ぶ者あり)それについても、削除とさせていただきます。委員の皆様それでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)そのようにさせていただきます。暫時休憩させていただきます。

午後3時45分	休憩
午後4時	再開

奥良秀会長 それでは、暫時休憩を解きまして、審査会を続行させていただきます。私の発言で、午前中に「その後検討させていただきます」ということがあった内容について、説明と委員に聞きたいんですが、政経ジャーナルの令和4年8月号外につきまして、1番の現職議員の横領事件が事実であれば決して許されることはないことということで、以前の委員会の中では、白井委員から、「全く賛成できません、反対です」という言葉があった中で、今日の審査会の中でも、参考人とのやり取りの中で、かなり主観の部分がありました。ただ、私としても、各委員の意見ですので、私がどうこう言うことはないとは思いますが、この意見について白井委員は、どうされたらいいとか、このままでいいとか、もし御意見があるのであれば、言ってもらえればと思います。

- 白井健一郎委員 まず、今おっしゃられた政経ジャーナル令和4年8月号外の 1ですけれども、これについて、まず宮本委員の御発言がありました。 これは議事録に載っております。その発言に対して、私は全く賛成でき ません、反対ですという反対の主張を述べました。そのことに関しては 私の主観ですので取り消すつもりはありませんし、その後も、この記事 どおり読んでいただければと思います。
- 奥良秀会長 分かりました。そのように取り扱います。本日は、樋口参考人を呼びまして、かなり濃い内容、いろんな内容が出てきたと思います。私としましても、今まで知らなかったことがかなり出てきたと思いますので、議事録の精査をきちんとさせていただきまして、また、何回も訂正、削除という話も出ましたが、個人情報等も出ておりますので、その辺も加味して、議事録をまず作成させていただきたい。そして、その後に、今後どのように進めていくかを、また審査会を開かせていただきたいと思いますが、そのほか何か案があれば。
- 藤岡修美委員 樋口参考人が最後に、本審査会の調査対象は矢田松夫議員なんですけども、共産党2名の議員の方が一緒に行動されていますよね。その辺の関係性を整理というか、聞くことも必要ではないかと言い置いて帰られましたので、その辺りも整理していったほうがいいかなと思います。
- 奥良秀会長 参考人の共産党のお2人と、矢田議員との関係性という話があった中で、それにつきまして、今回の請求書の中には、矢田議員のことしか書いてありません。その請求書によってこの政倫審が開かれていますので、それを参考人が言われたからやるべきなのか、やらないべきなのかというのは、ここで決めてもよろしいでしょうか。
- 伊場勇委員 いみじくも、最後、参考人の方がそうおっしゃったけども、私も 対象が矢田議員で、矢田議員のことについてしっかり事実を重ねている

最中なんですけど、ともに行動しておられる共産党の2名の方、ここには中島委員がいらっしゃいますけど、もう1名山田議員がいらっしゃって、山田議員はこの話合いにも入っていないですし、ただ一緒にいろいろ文書も出したりとか、いろいろ会合を開いたりとか、元請求代表者の方の一つの主張では、意思を継いでいるとか、いろいろあるわけじゃないですか。矢田議員のことを、さらにその事実を積み重ねるという意味では、山田議員をお呼びしてお話を聞くというのもいいんじゃないかなと考えております。

- 宮本政志委員 私は別に樋口参考人が言われんでも、途中で言うつもりでした。ですから、別に参考人がどうこうというのは関係ない。次は、藤岡委員、伊場委員が言われるように、共産党市議団2人を参考人としてお呼びする。その後は、前回吉永副会長がおっしゃった、やはり一方的じゃなくて、両方とも公平性を保つために意見を聞くべきではないか。これはごもっともと思う。だから、共産党市議団参考人の後は、今度は御都合がよろしいという承諾を得られる前提で、樋口参考人と矢田議員を同時にこちらに呼んでということを二つセットで、この方向性で行ったらどうかと思います。
- 白井健一郎委員 今、委員の名前も出ましたが、どの方を呼んで、どの事実を 説明してもらうために呼ぶかというのは、もう少しはっきり整理してか らでもいいんじゃないでしょうか。この場で誰と決めるよりはと思いま す。
- 宮本政志委員 議事録ができるまでまだ数日掛かるよね。あらかた確認できるのが。それから議事録を読んで、これを聞きたい、これを聞きたいじゃなくて、もう既に聞きたいことがあるんですよ。ただ、それを正式にどのような形で聞くかというのが、議事録がないと正確な聞き方ができない。だから、もう呼ぶ必要はありなんです。どういったことを聞くかをきちっと精査してそれから決めるんじゃない。もう我々3人は、今もう、

まずは共産党市議団を参考人として呼ぶべきだと。何か都合の悪いこと があるんかな、分からんけど。

- 奥良秀会長 もう今共産党市議団に対して聞きたいことがあるので参考人招致 をお願いしたいということがありましたが、ほかに委員の皆様の御意見 はありますか。
- 白井健一郎委員 議事録ができるまで数日待っておくというので何か不都合は ありますでしょうか。
- 大井淳一朗委員 不都合というか、参考人招致はこの会で決定しなきゃいけませんので、議事録を待って呼ぶ前にもう1回集まらないといけないので、ちょっと手数を踏まなきゃいけない点では難しいのかなと思います。ですから、参考人を呼ぶならば今日決めるということが最適ではないかと思います。もちろん、呼ぶことで、事実を積み重ねるということですので、今日、矢田議員と共産党議員団との関係、主従関係というとちょっとまた語弊がありますが、それも結構大事なキーポイントだと思うんですよね。ですから、解明するためには必要ではないかと私は思います。
- 白井健一郎委員 私は、別に特定の政党とどうこうというわけじゃないんですけど、やはり特定の一公党の構成員全員を呼び、全員といっても2名なんですけど、それ以外にも、もう1回矢田議員と先ほど出ていましたけど、今日の樋口参考人とを一括して、みんな決めてしまうというのはちょっと乱暴かなと思うんですよね。その点はどうでしょうか。
- 奥良秀会長 一括して、白井委員が言われたみたいに、共産党市議団のお2人と、その後の矢田議員と樋口参考人を今ここで全部決めるわけではなくて、今から、議事録が出来上がる前に共産党市議団のお2人を参考人と呼ぶことをここで決めさせていただければ、また集まって、もう1回、共産党市議団を呼びましょうという話ではなくて、一歩時間を掛けずに

前に進めると思います。その後に共産党市議団の方を参考人としてお呼びして話を聞いた後に、今度は、矢田議員と樋口参考人の参考人招致ということで、以前、吉永副会長からもありまして、お互いのそごがあった場合には、お互い意見が言えないとまずいよねという話もありましたので、まずは、議事録と共産党市議団を呼ぶことについて、呼んでいければなと思っておりますが、ほかの委員の皆様。

- 大井淳一朗委員 正確に言うと、市議団 2 人を参考人というのは難しくて、中 島委員は委員ですので、山田議員を参考人として呼ぶということを決定 すれば、もちろん関連で中島委員にも質疑をすればということだよね。 違いますか。
- 宮本政志委員 会長、ニュアンスがごめんね。藤岡委員と伊場委員と私ら3人の受け止め方が少し会長がおっしゃるのと違うのが、前の参考人招致のときに、終わった後に吉永副会長から御意見が出た。ごもっともだなと思ったわけ。今回、矢田議員に対する政倫審でしょう。それに対して、参考人として今日樋口氏をお呼びした。だから前提は当然、樋口氏と矢田議員を同時にというのが平等の観点から前提です。ただ、今日の樋口氏の参考人招致において、この流れから、共産党お2人にも参考人としていろいろ聞くべきだということが出てきたんで、その二つは、別に同じ日にどうこうとかじゃなくて、あくまで優先は、樋口氏と矢田議員のお2人をこちらに呼んで、公平性を図る。これが僕は第1優先と思っています。第2優先として、矢田議員と樋口氏を呼んでやる前に、先に共産党の2人を呼んでやったほうがいいなというのは今日の流れでそう思ったので、藤岡委員が提案した。その流れをしっかり説明していただかないと。
- 奥良秀会長 ですから、共産党市議団を参考人として呼ぶのと、前の審査会で 矢田議員と樋口参考人を一緒にお呼びするという話なんですけど、順位 的には、どちらのほうが先…… (発言する者あり) では、そのように共

産党……

- 中島好人委員 参加するのは、構わないんですけども、この間もずっと議事録を精査した中で、それに的確に答えられるという条件があるんで、そういう方向で。山田議員も途中で帰ったりして、大事なところでいないということもあるんで、その辺の議事録を精査した中で、一通り目を通した中での……(発言する者あり)それだったら、同じ条件で構わないと思います。
- 奥良秀会長 分かりました。ということで、議事録をきちんと作り上げて精査 すると。共産党議員の参考人招致を進めていくと。それに伴って、矢田 議員と樋口参考人を、もう一度かなうんであれば、一緒に呼んで、また 深めていきたいと思います。そのような流れでよろしいでしょうか。(「は い」と呼ぶ者あり) ほかに何かありますか。
- 宮本政志委員 会長に提案したい。昨日、伊場会長は9時から始められた。基本的には10時からというのは分かるんだけど。今日もたまたま参考人の方が御都合上何時までに帰らないといけないというのがあったからだけど、もしかしたらそういうのがなかったらとなるんで、なるべくなら、開催は時間に余裕を持つためにも9時開催はいかがかなと。検討していただきたいなと会長に要望します。権限は会長ですけどね。
- 奥良秀会長 私も、いろいろな委員、参考人の御都合を聞きながら、本日の1 の時開催を決めさせていただきました。また、宮本委員の発言の中で、 どのようにしていくか、なるべく時間に余裕を持った委員会運営ができ るように、会長としましては、皆様の予定を聞いて、予定を組んでいき たいと考えております。ただ、なかなか皆様お忙しいようなので、御希 望にかなう日にちにならないかもしれませんが、そのときには御了承の ほどよろしくお願いいたします。ほかに、委員から何かあるでしょうか。 (「なし」と呼ぶ者あり)それでは、政治倫理審査会を閉じさせていただ

きます。お疲れ様でした。

午後4時15分 散会

令和4年(2022年)10月28日

政治倫理審査会長 奥 良 秀